

新 市 建 設 計 画

安中市・松井田町合併協議会

平成27年3月変更 安中市

令和2年3月変更 安中市

目 次

I. 序論 - 合併の必要性と計画の目的	3
1. 合併の必要性と効果	3
(1) 合併の必要性	3
(2) 合併の効果	4
2. 計画策定の方針	6
(1) 計画の趣旨	6
(2) 計画の構成	6
(3) 計画の期間	6
II. 新市の概要	7
1. 安中市・松井田町の現況分析	7
(1) 安中市・松井田町の概況	7
(2) 沿革	8
(3) 人口・世帯	9
(4) 生活圏の状況	12
(5) 産業構造	14
(6) 土地利用	20
(7) 都市基盤整備状況	21
(8) 公共公益施設整備状況	21
(9) 財政状況	22
III. 主要指標の見通し	24
1. 主要指標の推計	24
(1) 人口・世帯	24
(2) 就業人口	26
IV. 新市建設の基本方針	27
1. 新市の将来像	27
2. 新市の基本目標	28
3. 新市の都市構造	29
(1) 基本的な考え方	29
(2) 新市の都市構造	30

V. 新市の主要事業	-----	32
1. 主要プロジェクト	-----	32
(1) 基本的な考え方	-----	32
(2) 主要プロジェクト	-----	32
2. 主要事業	-----	35
(1) うるおいに包まれ安全・安心に暮らすことができるまちづくり	-	36
(2) いつまでも健康に暮らすことができるまちづくり	-----	39
(3) 生涯を通じて生きがいを持って暮らすことができるまちづくり	-	41
(4) にぎわいと活力のあるまちづくり	-----	43
(5) 効率的な行財政運営と市民との協働によるまちづくり	-----	45
VI. 新市における群馬県事業の推進	-----	46
VII. 公共施設の適正配置	-----	47
VIII. 財政計画	-----	48
1. 前提条件	-----	48
(1) 歳入	-----	48
(2) 歳出	-----	49
2. 新市の財政計画	-----	50
(1) 歳入	-----	50
(2) 歳出	-----	51

I . 序論 - 合併の必要性和計画の目的

1. 合併の必要性和効果

(1) 合併の必要性

近年、わが国では次のようなさまざまな問題に市町村が的確に対応していくための有効な手段として、市町村合併が進められています。

①地方分権の推進

住民に最も身近な基礎的自治体である市町村の自主性・自立性を尊重し、住民に身近な行政の権限をできる限り委譲し、市町村による地域の実情に適した行政運営を推進する地方分権が実行段階に入っています。

そのため市町村には、「自己決定・自己責任」のもと、これまで以上に高度な行政能力を有し、質の高い行政サービスを提供していくことが求められています。

②少子高齢化への対応

わが国では、急速に増加する高齢者に対する社会保障や福祉サービスの充実が大きな課題となっています。一方で、少子化も進んでおり、人口は減少に転じることが予想されていることから、現役世代の負担増が懸念されています。

今後も高齢者への対応のほか、子育て世代に対する支援などについて行政が重要な役割を担っていくことが求められています。

③多様化する住民ニーズへの対応

量的拡大を続けてきた成長型社会から質的充実を重視する成熟型社会となり、住民が求めるニーズも、価値観の多様化、技術革新の進展などに伴い、多様化・高度化しています。

市町村には、これに対応できる専門的な知識を有する職員の育成・確保が求められています。

④生活圏の広域化への対応

交通網の整備などを背景として、住民の生活圏は年々広域化しており、その広がり、市や町などといった行政界を越える動きを見せています。

そのため、これからは広い視野にたった広域的なまちづくりを展開し、行政サービスも広域的に提供していくことが求められています。

⑤効率性の向上

平成15年の国および地方自治体の長期債務残高は約700兆円と見込まれています。一方で税収は、人口の停滞・減少により増加を見込むことは困難とされています。このような依然として極めて厳しい状況を踏まえて、国では財政構造改革に取り組んでいます。

市町村などの地方自治体においても、地方交付税や国庫補助金の削減により予想される一層厳しい財政運営を見据えた行財政の効率化、基盤の強化充実などが求められています。

(2) 合併の効果

予想される人口減少、少子高齢化の進行、多様化する住民ニーズなどを背景に地方分権が進められるなかで、住民に最も身近な基礎的自治体である市町村には、高度な行政サービスを安定して提供していくことが求められています。そのためには、専門的な職種を含む職員の確保・育成などとともに、行財政基盤のさらなる強化が必要となっています。

現在両市町の人口はほぼ横ばいで推移していますが、国の推計結果などをみても将来的には減少していくものと予想されます。同時に進行している少子高齢化や停滞する産業の状況、国で検討中の財政構造改革などを考慮すると、両市町では今後ますます厳しい行財政運営が求められ、まちの活力維持も大きな問題になっていくと思われれます。

ところで、安中市と松井田町は、旧碓氷郡という歴史的経緯や地域性に共通したものがあり、現在でも一体的な生活圏を形成しています。また、すでに住民生活の基盤をなす「水」「ごみ・し尿」「病院」業務などについて一部事務組合として共同処理を行っています。

このような状況を踏まえると、次のような効果が考えられる合併は、安中市・松井田町にとってこれらの現状や課題への有効な対応策として考えられます。

①ニーズなどを踏まえた行政サービスの拡充

まちが活力を持ち発展していくためには、住みやすい環境をつくり定住人口を確保していくことが重要です。

余暇時間の増大、高度情報化の進展などにより、住みやすい環境づくりに対する住民のニーズは多様化しています。また、今後も進展が予想される少子高齢化を考慮すると、高齢者福祉サービスはもちろん、負担増となる現役世代への支援、子育て支援などは住みやすい環境づくりにとって重要です。市町村はこれらのニーズに広く対応していく必要があります。

両市町がこれまでの取組みのなかで育んできたノウハウや資産を集め、効果的に活用することなどにより、行政サービスの拡充や専門職員の配置などが図られ、これらのニーズに広く対応していくことができます。

②地方分権に対応した行政能力の向上

住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が提供すべきサービスは、福祉分野のみならず、都市基盤の整備、生活環境の整備、産業振興などさまざまな分野が含まれます。また、住民ニーズや社会経済情勢の変化などにあわせ、その内容も年々多様化・高度化しています。さらに地方分権の推進により、地域における市町村の役割はますます重要となり、自己決定・自己責任のもと、より高度かつ多様な行政サービスを的確に提供できる能力を有することが求められています。

行政機構の再編を伴う合併は、これらを踏まえた行政能力を発揮するための組織を整備することができます。また、専門組織の設置、専門職員の配置なども可能となり、多様化・高度化する需要に対応できる行政能力の向上を図ることができます。

③行財政の効率化

人口の減少傾向や経済の停滞などを背景にした極めて厳しい財政事情を踏まえて、国は財政構造改革に取り組んでいますが、そのなかで地方交付税や国庫補助金の見直しが行われています。

これにより、市町村はより多様で高度な行政サービスが求められる一方で、今後も厳しい行財政運営が予想されます。

合併した場合、事務事業の見直しが行われ重複した事業や経費などを統合することが可能となります。また、公共施設の効率的配置や利用による財政負担の低減、首長など特別職や議員、市町の職員数の減少による人件費の圧縮など、総合的な行財政の効率化が可能となります。

④一体的なまちとしての計画的な土地利用の推進

土地利用をみると、両市町はいずれも山林や田畑などが大部分を占めており、これらの自然は両市町の貴重な財産となっています。また、地球規模的に広がっている環境問題から住民のうるおいある生活までさまざまな場面で大きな影響を与えているため、将来的にも適正に保全していく必要があります。したがって、これからの定住人口の確保や各種行政サービスの充実などを踏まえた施設整備のための土地需要には、限られたなかで対応していくことが求められます。

合併した場合、より広い視点からの検討が可能となるため、既存施設の統廃合や必要施設の重複の削除などにより、既存宅地の有効利用、新規必要宅地の調整などを図ることができます。また、自然と市街地が共生できる計画的な土地利用を図ることができます。

⑤都市間競争を見据えた個性的・魅力的なまちづくりの推進

今後、市町村の役割が大きくなり、地域に適したまちづくりがより求められ、その結果都市間競争も激しくなるものと思われます。地域の資源を活用し、また新たな資源を創出することで、都市の個性・魅力にいかに関わり付けていくかが重要であり、これからの都市の活力維持に大きく影響していくものと思われます。

両市町は、それぞれの発展過程のなかでそれぞれの資源を育んできましたが、歴史的経緯などでは多くの共通性があります。また、一体の生活圏も形成されており、一部の行政サービスはすでに共同処理を行っています。これらを踏まえると、両市町がひとつのまちとなることで、互いに補完しそれぞれの資源を有効活用しあうことが可能となり、その結果、新市の新たな個性・魅力に結びつくことが期待されます。

2. 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、安中市と松井田町との合併後の新市の建設を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定め、両市町の速やかな一体化を促進し、新市の均衡ある発展と住民福祉の維持向上を図る方策を示すものです。

なお、新市のまちづくりの詳細かつ具体的な内容については、新市において策定する総合計画(基本構想・基本計画)に委ねるものとします。

(2) 計画の構成

本計画では、新市のまちづくりを進めていくための基本方針、基本方針を実現するための主要事業、公共施設の適正配置および財政計画を中心に構成します。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、合併が行われた日の属する年度およびこれに続く 20 年度とします。

Ⅱ．新市の概要

1. 安中市・松井田町の現況分析

(1) 安中市・松井田町の概況

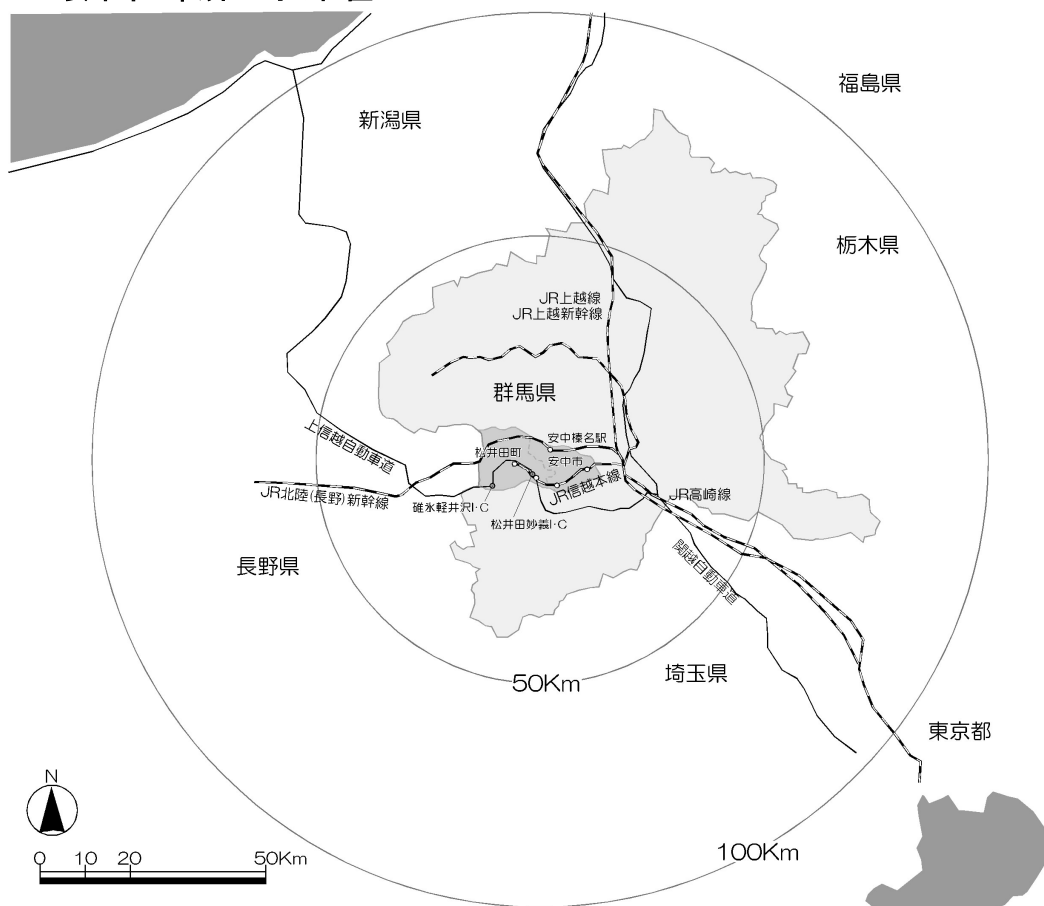
①位置など

安中市と松井田町（以下「両市町」）は、群馬県の西部に位置し、東側を高崎市、西側を長野県、北側を榛名町、倉渕村、南側を富岡市、妙義町、下仁田町に接し、東京都心まで約 120 km（JR 北陸(長野)新幹線の安中榛名駅より東京駅まで約 1 時間）の距離にあります。

主な交通網としては、JR 北陸(長野)新幹線、JR 信越本線の 2 路線があり、安中市には JR 北陸(長野)新幹線：安中榛名駅、JR 信越本線：安中駅・磯部駅の 2 駅、松井田町には JR 信越本線：松井田駅・西松井田駅・横川駅の 3 駅があります。また、道路としては、東西に上信越自動車道と国道 18 号が通り、松井田町には上信越自動車道の碓氷軽井沢、松井田妙義の 2 つのインターチェンジがあります。

地形は西部に県境をなす碓氷峠、北部に榛名山、南部に妙義山を望み、地域の中心を東西方向に碓氷川が流れ、丘陵地帯を形成しています。

■安中市・松井田町の位置



②面積など

両市町の面積は 276.34 k m²、また山間部に位置することから可住地面積は、全体の約 40%となっています。また、可住地人口密度は 587 人/k m²、両市町別には安中市が 703 人/k m²、松井田町が 403 人/k m²となっています。

■面積など

	面積(km ²)	可住地面積(km ²)	可住地人口密度(人/km ²)
群馬県	6,363.16	2,294.56	882
両市町	276.34	110.53	587
安中市	101.29	67.78	703
松井田町	175.05	42.75	403

(平成 12 年国勢調査)

(2) 沿革

安中市は、昭和 30 年に 4 町 4 村による合併により安中町が誕生、昭和 33 年に市制施行により現在の安中市となりました。

松井田町は、昭和 29 年に 3 町 3 村による合併により松井田町が誕生し、現在に至っています。

■安中市の変遷

明治期 合併 (明治 22 年)	昭和期 (昭和 11 年)	昭和期 4 町 4 村合併 (昭和 30 年)	市制施行 (昭和 33 年)	現在
安中町	→	安中町	安中市	安中市
原市町	→			
磯部村	磯部町			
東横野村	→			
岩野谷村	→			
板鼻町	→			
秋間村	→			
後閑村	→			

■松井田町の変遷

明治期 合併 (明治 22 年)	明治期 (明治 23 年)	昭和期 3 町 3 村合併 (昭和 29 年)	現在
松井田町	→	松井田町	松井田町
白井村	白井町		
坂本町	→		
西横野村	→		
九十九村	→		
細野村	→		

(3) 人口・世帯

①人口

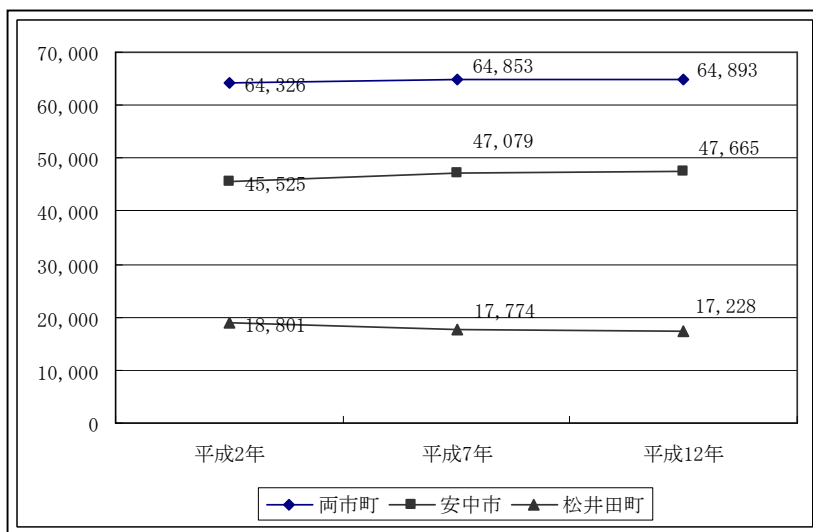
両市町の人口は、平成12年現在で64,893人となっています。近年の推移は横ばいで、市町別にみると、安中市はやや増加の傾向にあり、松井田町はやや減少の傾向にあります。

両市町の年齢3区分の人口推移をみると、15歳未満の年少人口と15歳から64歳の生産年齢人口が共に減少の傾向にあり、一方で65歳以上の高齢者人口が増加の傾向にあります。

■人口推移

(人)

	平成2年	平成7年	平成12年
両市町	64,326	64,853	64,893
安中市	45,525	47,079	47,665
松井田町	18,801	17,774	17,228



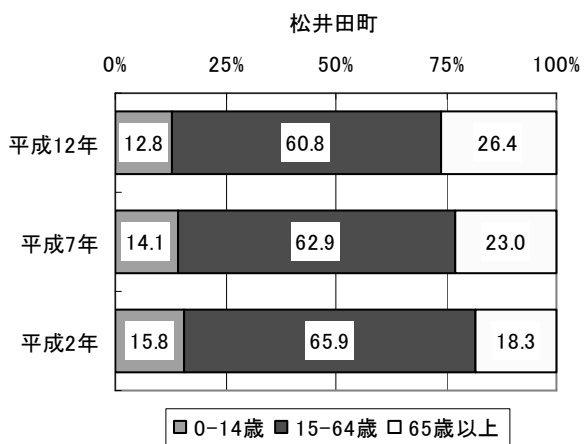
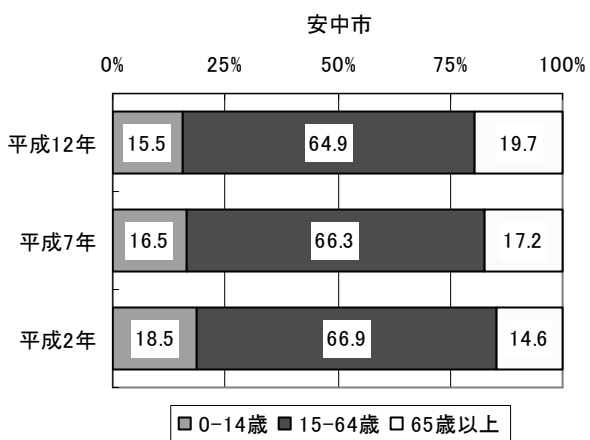
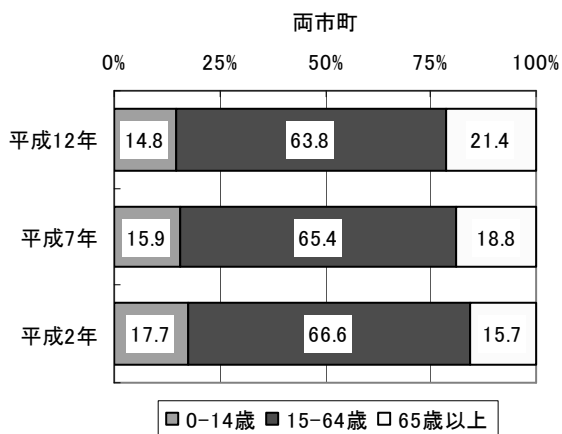
■年齢3区分人口の推移

(人)

	平成2年	平成7年	平成12年
両市町	64,326	64,853	64,893
15歳未満	11,371	10,284	9,588
15～64歳	42,842	42,385	41,392
65歳以上	10,111	12,184	13,910
年齢不詳	2	0	3
安中市	45,525	47,079	47,665
15歳未満	8,408	7,773	7,375
15～64歳	30,450	31,212	30,920
65歳以上	6,666	8,094	9,367
年齢不詳	1	0	3
松井田町	18,801	17,774	17,228
15歳未満	2,963	2,511	2,213
15～64歳	12,392	11,173	10,472
65歳以上	3,445	4,090	4,543
年齢不詳	1	0	0

(各年国勢調査)

■年齢3区分の推移（構成比）



(各年国勢調査)

②世帯

両市町の世帯数は、平成12年現在で21,422世帯となっており、増加を続けています。

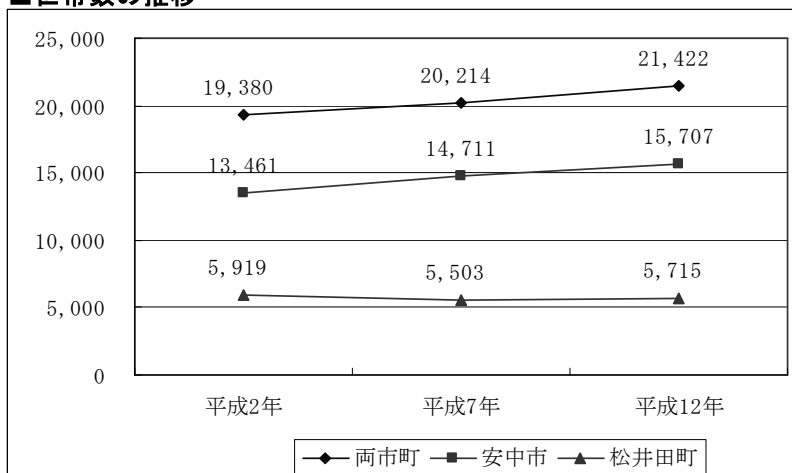
1世帯あたりの人員は県平均を上回っていますが、年少人口の減少とともに年々減少しています。

■世帯数、1世帯人員の推移

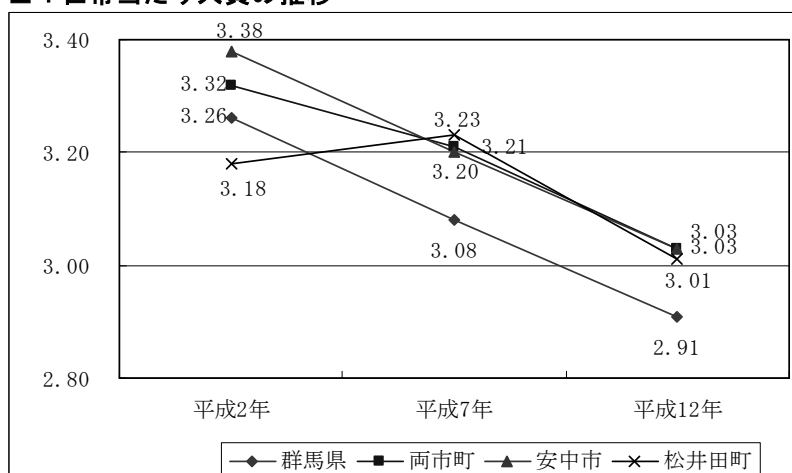
(世帯、人/世帯)

	平成2年	平成7年	平成12年
両市町 (世帯)	19,380	20,214	21,422
1世帯人員	3.32	3.21	3.03
安中市 (世帯)	13,461	14,711	15,707
1世帯人員	3.38	3.20	3.03
松井田町 (世帯)	5,919	5,503	5,715
1世帯人員	3.18	3.23	3.01
群馬県 (世帯)	603,198	650,836	695,092
1世帯人員	3.26	3.08	2.91

■世帯数の推移



■1世帯あたり人員の推移



(各年国勢調査)

(4) 生活圏の状況

①通勤圏、通学圏

両市町の通勤・通学動向をみると、通勤では両市町とも5割から6割が自市町内に通勤しています。通学では自市町外に通学をしている割合が高くなっています。

通勤流出については、安中市では高崎市への流出が多く、松井田町では安中市、高崎市への流出が多くなっています。

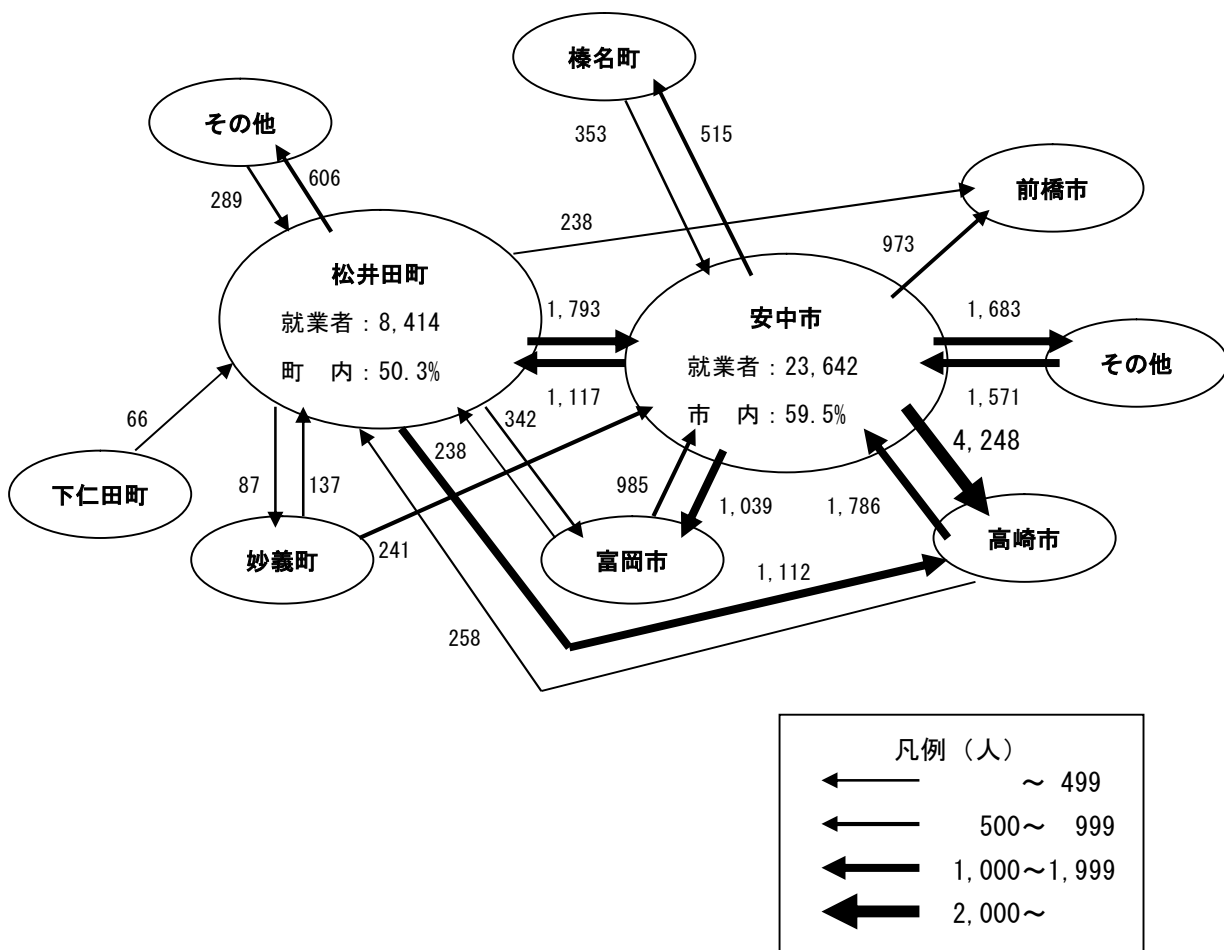
通勤流入については、安中市では松井田町、高崎市からの流入が多く、松井田町では安中市からの流入が多くなっています。

通学流出については、安中市では高崎市への流出が多く、松井田町でも同様に高崎市への流出が多くなっています。

通学流入については、安中市では高崎市からの流入が多く、松井田町では安中市、高崎市からの流入が多くなっています。

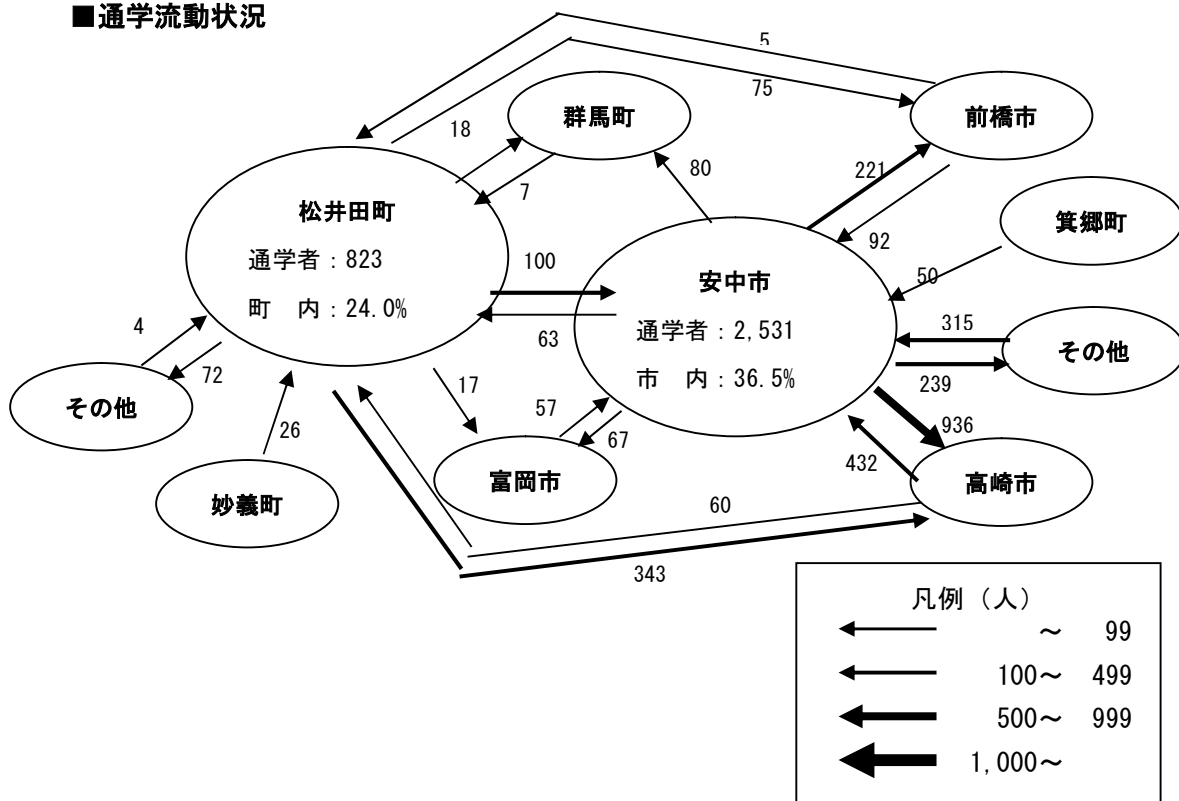
以上から、通勤圏・通学圏は高崎市、安中市、松井田町で形成されています。

■通勤流動状況



(平成12年国勢調査)

■通学流動状況



②買い物動向

身の回りに関する品目については、両市町内が多くなっていますが、大型、高額商品になると高崎市との結びつきが高くなっています。

■買い物動向

	行き先（生鮮食料品・実用衣料品等の買物）						行き先（テレビ・家具・高額な洋服等の買物）					
	第1位(%)		第2位(%)		第3位(%)		第1位(%)		第2位(%)		第3位(%)	
安中市	安中市	79	高崎市	11	榛名町・圏域外	2	高崎市	61	安中市	22	圏域外	3
松井田町	安中市	55	松井田町	24	高崎市	8	高崎市	64	安中市	21	圏域外	5

圏域：高崎市、榛名町、群馬町、箕郷町、倉渕村
(高崎市等広域市町村圏計画)

③医療圏

病院などの通院先についてみると、安中市では自市内、高崎市、松井田町では安中市、自町内の順になっています。

■通院動向

	行き先（病院などへの通院）					
	第1位(%)		第2位(%)		第3位(%)	
安中市	安中市	60	高崎市	17	圏域外	10
松井田町	安中市	42	松井田町	22	高崎市	13

圏域：高崎市、榛名町、群馬町、箕郷町、倉渕村
(高崎市等広域市町村圏計画)

(5) 産業構造

① 産業別就業人口

両市町をあわせた総就業者数約3.2万人のうち、第1次産業が8.2%、第2次産業が38.5%、第3次産業が53.3%となっています。

市町別にみると、安中市では、第1次産業が7.3%、第2次産業が38.9%、第3次産業が53.9%と、群馬県の産業構造とほぼ同様の傾向となっている一方、松井田町では、第1次産業が10.7%、第2次産業が37.5%、第3次産業が51.8%となっており、第1次産業の就業割合が高くなっています。

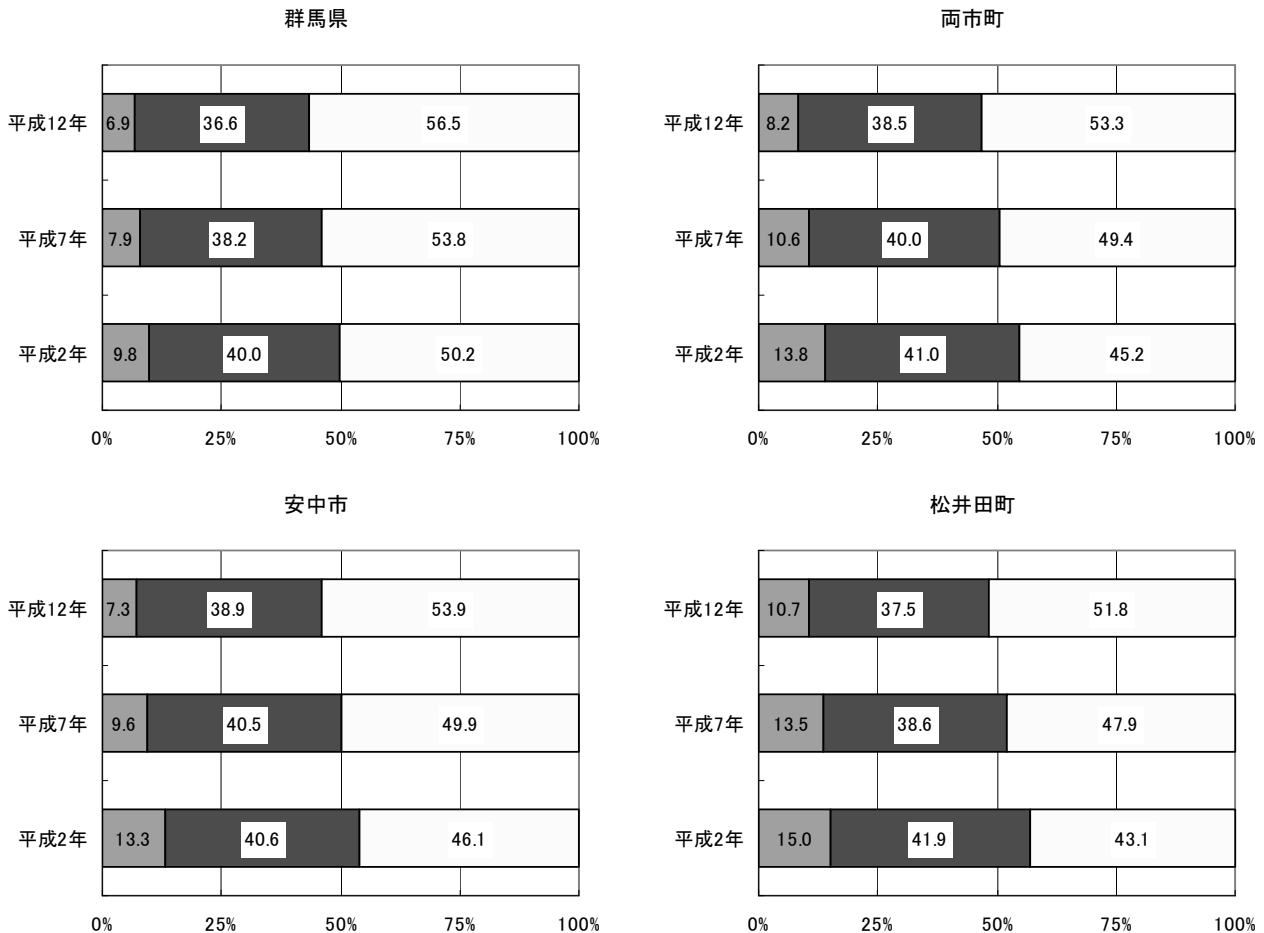
■ 産業別就業人口

	就業人口（人）				構成比（%）		
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	合計	第1次産業	第2次産業	第3次産業
両市町	2,607	12,294	17,011	31,912	8.2	38.5	53.3
安中市	1,709	9,135	12,655	23,499	7.3	38.9	53.9
松井田町	898	3,159	4,356	8,413	10.7	37.5	51.8
群馬県	71,815	378,958	584,534	1,035,307	6.9	36.6	56.5

（平成12年国勢調査）

（構成比は分類不能の産業を除く割合）

■ 産業別就業人口（構成比）の推移



（各年国勢調査）

（分類不能の産業を除く割合）

②農業

両市町の農業産出額は近年減少しています。市町別にも同様の傾向となっています。

■農業産出額の推移

	農業産出額 (1,000 万円)	
	平成 10 年	平成 13 年
両市町	647	590
安中市	422	388
松井田町	225	202
群馬県	24,870	22,630

(各年農林水産統計)

■一人当り農業産出額 (平成 13 年)

	農業産出額 (1,000 万円)	人口 (人)	一人当り農業産出額 (万円/人)
両市町	590	66,453	8.88
安中市	388	48,836	7.94
松井田町	202	17,617	11.47
群馬県	22,630	2,019,726	11.20

(人口は住民基本台帳 (平成 13 年 3 月 31 日現在))

③事業所

両市町の事業所数、事業所における従業員数の推移をみると、事業所数、従業者数とも減少しています。市町別にも同様の傾向となっています。

■事業所数、従業者数の推移

	事業所数			従業員数 (人)		
	平成 3 年	平成 8 年	平成 13 年	平成 3 年	平成 8 年	平成 13 年
両市町	3,044	2,936	2,759	25,613	25,476	24,391
安中市	2,220	2,183	2,026	19,879	19,829	18,915
松井田町	824	753	733	5,734	5,647	5,476
群馬県	116,310	115,808	109,637	973,562	1,011,942	985,593

(事業所・企業統計)

④小売業

商業統計調査より、両市町をあわせた小売業の商店数、年間販売額の推移をみると、商店数は平成 11 年まで減少していましたが、平成 14 年では若干増加しています。年間販売額も同様に平成 14 年は若干増加しています。

市町別にみると、安中市では商店数、年間販売額とも同様の傾向がみられます。一方、松井田町では、年間販売額は平成 11 年に一時増加しましたが、平成 14 年では減少しています。

■小売業商店数の推移

	小売業商店数				
	平成 3 年	平成 6 年	平成 9 年	平成 11 年	平成 14 年
両市町	767	712	655	626	657
安中市	538	511	470	449	470
松井田町	229	201	185	177	187
群馬県	26,013	24,354	23,104	23,121	22,206

(商業統計調査)

■年間販売額の推移

	小売業年間販売額 (100 万円)				
	平成 3 年	平成 6 年	平成 9 年	平成 11 年	平成 14 年
両市町	54,745	49,539	50,427	47,835	48,159
安中市	43,509	40,501	42,383	39,308	41,056
松井田町	11,236	9,038	8,044	8,527	7,103
群馬県	2,174,563	2,218,351	2,331,780	2,319,105	2,179,278

(商業統計調査)

■一人当り年間販売額 (平成 14 年)

	小売業年間販売額 (100 万円)	人口 (人)	一人当り年間販売額 (万円/人)
両市町	48,159	66,209	72.74
安中市	41,056	48,726	84.26
松井田町	7,103	17,483	40.63
群馬県	2,179,278	2,021,238	107.82

(人口は住民基本台帳 (平成 14 年 3 月 31 日現在))

⑤卸売業

商業統計調査より、両市町をあわせた卸売業の商店数、年間販売額の推移をみると、両者とも平成11年に増加に転じたものの、平成14年では減少に移っています。

また、市町別にみたときも同様の傾向となっています。

■卸売業商店数の推移

	卸売業商店数				
	平成3年	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年
両市町	83	77	60	99	72
安中市	67	63	49	78	60
松井田町	16	14	11	21	12
群馬県	6,961	6,251	5,584	6,433	5,617

(商業統計調査)

■年間販売額の推移

	卸売業年間販売額(100万円)				
	平成3年	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年
両市町	16,526	13,304	10,108	14,950	9,924
安中市	14,877	11,901	8,987	11,423	9,101
松井田町	1,649	1,403	1,121	3,527	823
群馬県	4,948,464	4,276,678	4,071,682	3,948,590	3,183,160

(商業統計調査)

■一人当り年間販売額(平成14年)

	卸売業年間販売額 (100万円)	人口 (人)	一人当り年間販売額 (万円/人)
両市町	9,924	66,209	14.99
安中市	9,101	48,726	18.68
松井田町	823	17,483	4.74
群馬県	3,183,160	2,021,238	157.49

(人口は住民基本台帳(平成14年3月31日現在))

⑥工業事業所

両市町の工業事業所、製造品出荷額の推移をみると、事業所数（工場数）については、平成11年に増加に転じたものの、平成14年では減少に移っています。製造品出荷額等については、平成9年以降27,000千万円前後を推移しています。

市町別にみると、安中市では、事業所数（工場数）は減少しており、製造品出荷額等は平成6年から平成11年にかけて増加していましたが、平成13年では減少に転じています。一方、松井田町では、事業所数（工場数）は平成11年から横ばいですが、製造品出荷額等は平成11年から増加しています。

■工業事業所数の推移

	事業所数				
	平成3年	平成6年	平成9年	平成11年	平成13年
両市町	269	244	213	220	208
安中市	206	188	171	166	155
松井田町	63	56	42	54	53
群馬県	9,900	8,975	8,312	8,123	7,516

(工業統計調査)

■製造品出荷額等の推移

	製造品出荷額等（1000万円）				
	平成3年	平成6年	平成9年	平成11年	平成13年
両市町	24,119	23,960	27,468	26,953	27,210
安中市	20,779	19,741	21,553	22,860	20,086
松井田町	3,340	4,219	5,915	4,093	7,124
群馬県	884,814	807,313	839,988	806,821	777,862

(工業統計調査)

■一人当り製造品出荷額等（平成13年）

	製造品出荷額等 （1000万円）	人口 （人）	一人当り製造品出荷額等 （万円／人）
両市町	27,210	66,453	409.46
安中市	20,086	48,836	411.29
松井田町	7,124	17,617	404.38
群馬県	777,862	2,019,726	385.13

(人口は住民基本台帳（平成13年3月31日現在）)

⑦観光

松井田町では平成11年の碓氷峠鉄道文化むらと平成13年の峠の湯、安中市では平成13年の恵みの湯の整備により、それぞれ観光客が急激に増加しました。両市町でみると年間の観光客入込数は平成13年以降100万人を超えており、平成15年は約123万1千人となっています。

■観光客入込数の推移

	観光客入込数（人）				
	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
両市町計	928,990	836,207	1,231,568	1,239,209	1,231,327
安中市	576,146	592,618	775,766	799,401	792,306
秋間梅林	305,200	316,090	324,030	300,050	301,000
磯部温泉	270,946	276,528	274,162	260,933	244,025
恵みの湯			177,574	238,418	247,281
松井田町	352,844	243,589	455,802	439,808	439,021
国民宿舎「裏妙義」	18,475	17,517	16,329	12,523	12,926
霧積温泉	11,124	12,500	12,951	14,358	16,765
小根山森林公園	16,378	16,442	15,442	13,490	9,499
町営八風平キャンプ場	993	1,006	866	508	275
西毛野外教育センター	819				
五料の茶屋本陣お西お東	6,132	6,653	10,337	12,201	8,371
くつろぎの郷	3,918	4,051	6,183	5,406	5,398
峠の湯			204,458	199,965	204,884
碓氷峠鉄道文化むら	295,005	185,420	189,236	181,357	180,903

(6) 土地利用

①地目別土地利用

平成15年の地目別土地利用をみると、安中市は、総面積101.29k㎡に対して田畑が約32.2%、宅地が約10.9%、山林が約22.8%を占めています。一方、松井田町は、総面積175.05k㎡に対して田畑が約9.7%、宅地が約2.5%、山林が約58.0%を占めています。

推移をみると、両市町とも、田畑が減少し宅地が増加する傾向にあります。山林は安中市では減少傾向を続けていますが、松井田町では平成10年から平成15年にかけて若干増加しています。

■地目別土地利用の推移

安中市	田	畑	宅地	山林	原野	その他	総面積
平成5年	10.41	25.79	9.75	25.28	1.66	28.39	101.29
割合	10.28%	25.46%	9.63%	24.96%	1.63%	28.03%	100.00%
平成10年	9.82	24.17	10.56	23.78	1.65	31.31	101.29
割合	9.69%	23.86%	10.43%	23.48%	1.63%	30.92%	100.00%
平成15年	9.33	23.31	11.05	23.10	1.64	32.85	101.29
割合	9.21%	23.01%	10.91%	22.81%	1.62%	32.44%	100.00%

(固定資産税概要調査)

松井田町	田	畑	宅地	山林	原野	その他	総面積
平成5年	4.62	14.38	3.66	100.89	2.50	49.00	175.05
割合	2.64%	8.21%	2.09%	57.63%	1.43%	27.99%	100.00%
平成10年	4.15	13.10	4.23	100.33	1.70	51.54	175.05
割合	2.37%	7.48%	2.42%	57.32%	0.97%	29.44%	100.00%
平成15年	4.10	12.90	4.38	101.61	1.68	50.37	175.05
割合	2.34%	7.37%	2.50%	58.05%	0.96%	28.78%	100.00%

(固定資産税概要調査)

②都市計画の状況

両市町をあわせた総面積は276.34k㎡で、うち都市計画区域が48.8%となっています。また、用途地域は総面積の5.3%にあたり、住居系が最も多く、次いで工業系の用途地域が占めています。

■都市計画の状況

	総面積	都市計画区域		用途地域	
	(ha)	(ha)	総面積比	(ha)	総面積比
両市町	27,634	13,479	48.8%	1,475.6	5.3%
安中市	10,129	10,129	100.0%	1,061.6	10.4%
松井田町	17,505	3,350	19.1%	414.0	2.4%

	用途地域・内訳 (ha)			都市公園 (ha)		一人当たり 都市公園面積 (㎡)
	住居系	工業系	商業系	箇所数	面積	-
両市町	1,077.0	333.0	65.6	19	41.13	6.34
安中市	745.0	263.0	53.6	19	41.13	8.62
松井田町	332.0	70.0	12.0	0	0.00	0.00

(都市計画年報)

(7) 都市基盤整備状況

両市町の主な都市基盤施設の整備状況を整理すると下表のとおりです。

■主な都市基盤施設の整備状況

		安中市	松井田町
市町村道延長	k m	1,107,630	509,810
(改良率)	%	14.2	39.9
(舗装率)	%	56.8	62.0
都市計画道路(施行率)※	%	30.7	—
都市計画公園(供用率)※	%	68.3	—

(高崎市等広域市町村圏計画)
(※都市計画年報)

(8) 公共公益施設整備状況

両市町の主な公共公益施設の整備状況を整理すると下表のとおりです。

■主な公共公益施設整備状況

施設の内容		安中市	松井田町
幼稚園(私立)	園	4	2※
保育所(公立・私立)	所	9	8
小学校(公立)	校	8	6
中学校(公立・私立)	校	3	4
公共下水普及率(人口比)	%	15.7	—
し尿衛生処理量	kl/世帯	1.53	0.70
ごみ収集処理量	t	15,802	4,945
文化施設	箇所	2(文化センター・ふるさと学習館)	1(文化会館)
公民館	箇所	9	3
図書館	箇所	1	1
体育館等	箇所	5	1(勤労者体育センター)
陸上競技場等	箇所	1	1(運動広場)
プール	箇所	1(屋外)	—
一般病院	箇所	5	1
一般診療所(有床)	箇所	25	7

(高崎市等広域市町村圏計画)

※現在休園中

(9) 財政状況

① 財政力指数

財政の自立度を示す指数であり、安中市の方がやや高く、両市町とも近年の推移はほぼ横ばいとなっています。

■ 財政力指数の推移

	平成 11 年 度	平成 12 年 度	平成 13 年 度	平成 14 年 度	平成 15 年 度
安中市	0.696	0.662	0.635	0.674	0.712
松井田町	0.511	0.510	0.503	0.538	0.583

(各市町決算調書)

② 経常収支比率

財政構造の弾力性を示す率であり、少なくとも都市にあつては 80% を超える場合は注意が必要であるとされています。

近年の推移はばらつきがありますが、両市町とも概ね 80% を超えており、平成 15 年度では 90% 台に達しています。

■ 経常収支比率の推移

(%)

	平成 11 年 度	平成 12 年 度	平成 13 年 度	平成 14 年 度	平成 15 年 度
安中市	85.4	79.0	80.4	99.5	96.8
松井田町	86.0	86.5	86.3	98.8	97.6

(各市町決算調書)

③ 税徴収率

税徴収率は市町村税調定額に対する市町村税収入額の比率を表したもので、徴収率が高いほど財源を確保することができます。

両市町とも 80~90% 程度は確保しながらも、わずかながら低下傾向にあります。

■ 税徴収率の推移

(%)

	平成 11 年 度	平成 12 年 度	平成 13 年 度	平成 14 年 度	平成 15 年 度
安中市	86.7	86.1	85.7	82.6	82.6
松井田町	94.2	92.5	93.0	91.0	89.7

(各市町決算調書)

④ 一人あたりの市町村民税収入

住民一人あたりの市町村民税収入額は、両市町とも増減を繰り返し、平成 15 年度では 40 千円台となっています。

■ 一人あたりの市町村民税収入の推移

(千円)

	平成 11 年 度	平成 12 年 度	平成 13 年 度	平成 14 年 度	平成 15 年 度
安中市	50.8	58.3	73.7	53.7	43.6
松井田町	44.9	48.5	65.9	51.4	43.1

(各市町決算調書)

⑤一人あたりの積立金現在額

住民一人あたりの積立金現在額は、松井田町がやや高くなっています。安中市ではわずかながら増加傾向にあり、松井田町では、近年は 100 千円台で推移していましたが、現在は平成 11 年度頃の水準に戻っています。

■一人あたりの積立金現在額の推移 (千円)

	平成 11 年 度	平成 12 年 度	平成 13 年 度	平成 14 年 度	平成 15 年 度
安中市	70.6	72.7	85.0	82.5	76.8
松井田町	95.0	91.7	101.2	102.5	94.9

(各市町決算調書)

⑥公債費比率

一般財源に占める公債費の割合を示すものであり、両市町とも近年増減がありつつ、やや増加しています。

■公債費比率の推移 (%)

	平成 11 年 度	平成 12 年 度	平成 13 年 度	平成 14 年 度	平成 15 年 度
安中市	13.3	13.2	14.5	15.1	16.2
松井田町	15.2	15.7	19.4	19.0	20.3

(各市町決算調書)

⑦起債制限比率

起債制限比率は 15%を超えると警戒が必要であるとされています。両市町とも概ね 10%程度で推移しています。

■起債制限比率の推移 (%)

	平成 11 年 度	平成 12 年 度	平成 13 年 度	平成 14 年 度	平成 15 年 度
安中市	9.2	9.1	9.5	10.1	11.0
松井田町	10.0	10.2	10.9	11.4	12.1

(各市町決算調書)

Ⅲ. 主要指標の見通し

1. 主要指標の推計

(1) 人口・世帯

①人口

今後、人口は減少していくことが予想されており、国立社会保障・人口問題研究所『日本の市区町村別将来推計人口（平成30年3月推計）』による推計値を用いて求めた値を合算した推計値では、令和7年で約52,794人と見込まれます。

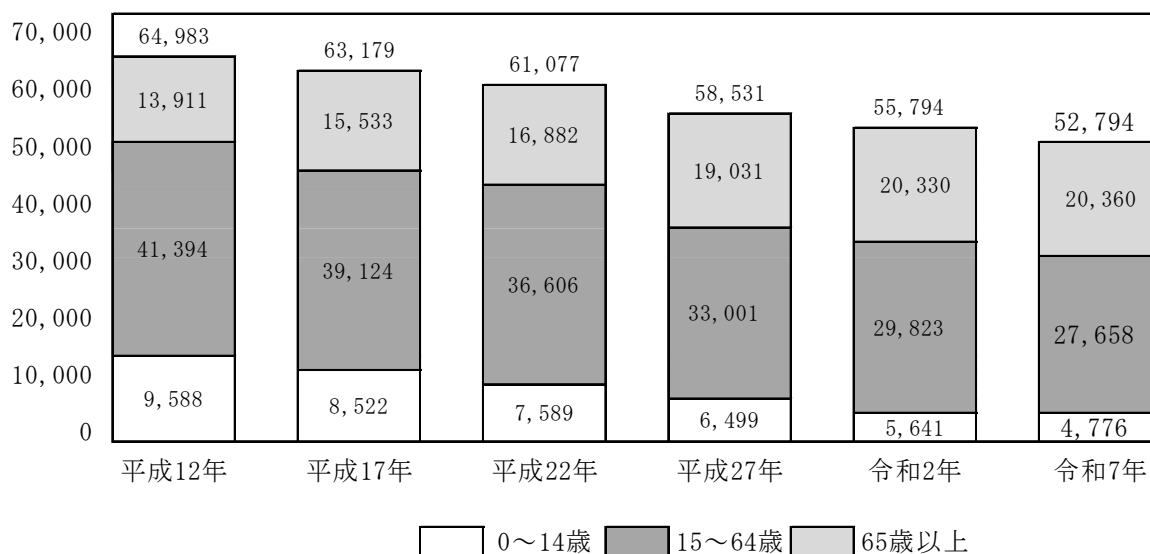
また、目標年次の年齢3区分別の人口をみると、平成12年の国勢調査と比較して、年少人口（0～14歳）では9,588人から4,776人に減少、生産年齢人口（15～64歳）では41,394人から27,658人に減少することが予測されます。一方、高齢者人口（65歳以上）は13,911人から20,360人に増加し、総人口に占める割合も約21%から約38.6%となり高齢化が一層進行することが予測されます。

■新市の人口の推計値

(単位：人)

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
総人口		64,893	63,179	61,077	58,531	55,794	52,794
年齢別	年少人口 (0～14歳)	9,588 14.8%	8,522 13.5%	7,589 12.4%	6,499 11.1%	5,641 10.1%	4,776 9.0%
	生産年齢人口 (15～64歳)	41,394 63.8%	39,124 61.9%	36,606 59.9%	33,001 56.4%	29,823 53.5%	27,658 52.4%
	高齢者人口 (65歳以上)	13,911 21.4%	15,533 24.6%	16,882 27.6%	19,031 32.5%	20,330 36.4%	20,360 38.6%

※平成12,17,22,27年は国勢調査。各年とも年齢不詳人口を含む



②世帯数

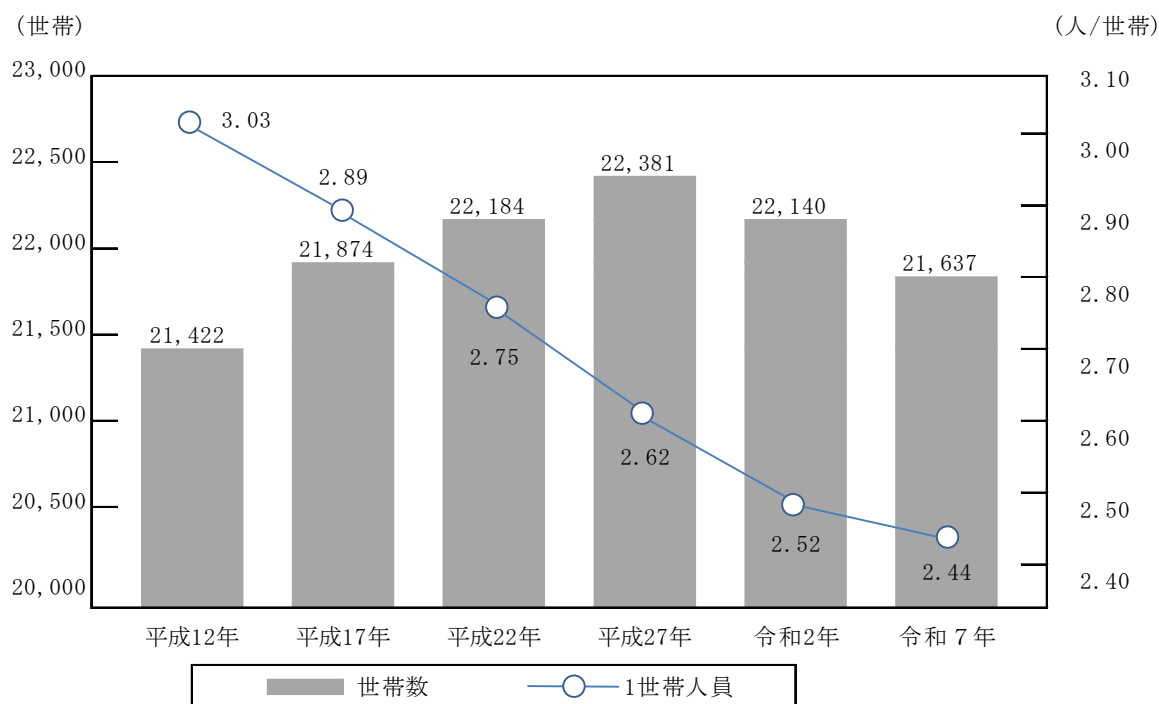
国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）：2019（平成31）年4月推計』によれば、群馬県における世帯規模は、平成22年から令和2年までは増加傾向が見られますが、その後は緩やかに減少傾向になると予想されています。

新市においても世帯規模は同様な傾向になるものとして推計した結果、令和7年には、2.44人/世帯まで減少し、人口推計の結果とあわせると世帯数は21,637世帯になると予測されます。

■新市の世帯数の推計値

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
世帯数(世帯)	21,422	21,874	22,184	22,381	22,140	21,637
1世帯人員(人/世帯)	3.03	2.89	2.75	2.62	2.52	2.44

◇世帯



(2) 就業人口

将来の就業人口（15歳以上人口）は、総人口の年齢別推計結果をもとに国勢調査による年齢別の就業率から推計し、令和7年では、25,535人と予測されます。

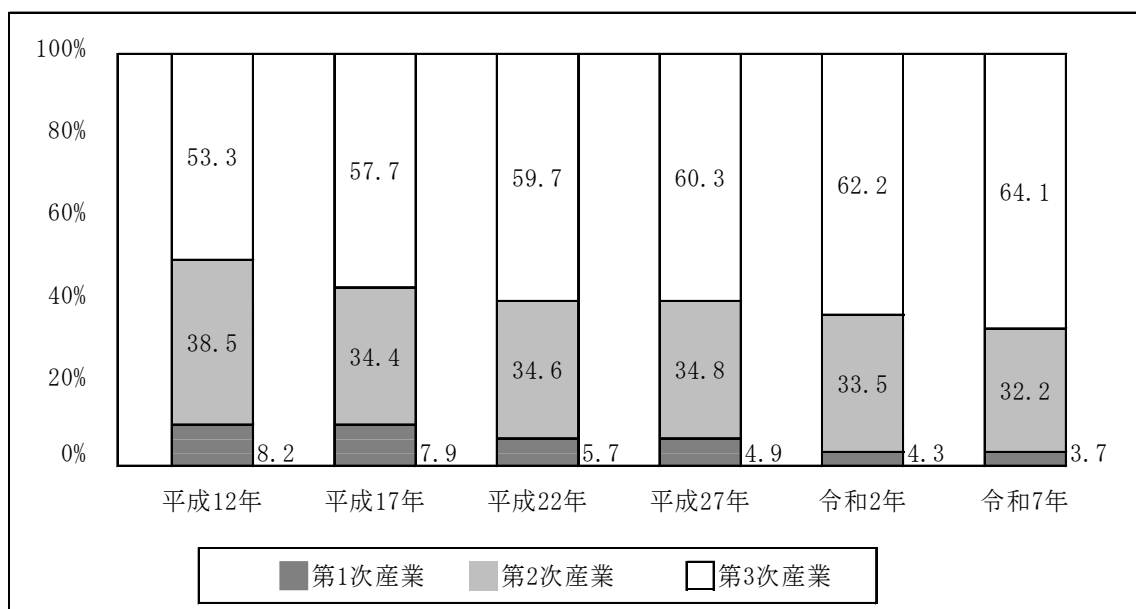
また、産業別就業者数割合について、第1次、第2次産業は減少傾向にあり第3次産業は増加傾向にあることを考慮した結果、第1次産業3.7%、第2次産業32.2%、第3次産業64.1%と予測されます。

以上から、平成12年の国勢調査と比較して、産業別就業者数は、第1次産業が949人、第2次産業が8,231人、第3次産業も16,355人に減少すると予測されます。

■新市の就業人口の推計値

(単位：人)

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
総数		31,912	30,606	27,567	27,549	26,498	25,535
産業別	第1次産業	2,607	2,417	1,569	1,348	1,131	949
		8.2%	7.9%	5.7%	4.9%	4.3%	3.7%
	第2次産業	12,294	10,531	9,534	9,587	8,883	8,231
		38.5%	34.4%	34.6%	34.8%	33.5%	32.2%
	第3次産業	17,011	17,658	16,464	16,614	16,484	16,355
		53.3%	57.7%	59.7%	60.3%	62.2%	64.1%



IV. 新市建設の基本方針

1. 新市の将来像

群馬県の西部に位置する安中市、松井田町は、古くは東山道で結ばれ、近世には中山道の宿場などとしてともに栄えてきた歴史的経緯があります。現在でも、市民の往来が多くひとつの生活圏を形成し、上水道の供給やゴミ処理、医療体制の整備などについては、すでに両市町で取り組んでいます。

多くの共通性を有する安中市、松井田町の両市町は新市として、より適切かつ効率的に市民が求める「豊かな自然」「安全・安心」に代表されるニーズなどに対応し、まちづくりの主役であり、現在、そして未来の新市を支える“ひと”が住みやすく、また、訪れやすいまちづくりを推進します。

そして、両市町が育み市民にも高く評価されている歴史、自然をはじめとする豊かな地域資源を積極的に活用し、それぞれを結ぶことによって、まちの個性・魅力を創出し、競争力をつけることにより、新市の更なる発展を目指します。

したがって、新市の将来像は、

豊かな自然と歴史に包まれて

ひとが輝くやすらぎのまち

とします。

2. 新市の基本目標

新市の将来像実現のための基本目標を次のように設定します。

○うるおいに包まれ安全・安心に暮らすことができるまちづくり

新市の貴重な資源である豊かな自然を保全します。市街地は、道路、公園、上下水道などの基盤整備とともに、市民が安全・安心に暮らすことができる住みよいまちづくりを進めます。

○いつまでも健康に暮らすことができるまちづくり

健康づくりの推進や保健予防、疾病予防、各種福祉の充実などにより、新市を支えるすべての人が、いつまでも健康に暮らすことができるまちづくりを進めます。

○生涯を通じて生きがいを持って暮らすことができるまちづくり

市民一人ひとりが生きがいを持って暮らしていけるよう、生涯を通じて学習、スポーツ・レクリエーションに取り組むことのできるまちづくりを進めます。加えて、歴史や文化の継承、他都市などとの幅広い交流のなかで、豊かな人間性を育む環境を整えます。

○にぎわいと活力のあるまちづくり

新市のにぎわいや活力を創出し、新市の自立性の確立や雇用の確保による若者定住の促進に対しても重要な役割を担う地域産業のバランスのとれた振興を図ります。

○効率的な行財政運営と市民との協働によるまちづくり

都市間競争のなかで、市民の多様なニーズも踏まえて個性や魅力のある新市を実現するまちづくりに取り組んでいくため、行財政の効率的な運営を図るとともに、市民と行政が共通認識にたった協働によるまちづくりを進めます。

3. 新市の都市構造

(1) 基本的な考え方

○均衡のとれた土地利用の推進

新市の貴重な財産でもある豊かな自然を適正に保全し、無秩序な開発を防止することなどにより、美しい自然と市街地が共生した均衡の取れた土地利用を推進します。

○新市の均衡ある発展を牽引する中心拠点、サブ拠点の充実

広大な新市が均衡をもって発展するよう、新市全体および地域の発展を牽引する中心拠点とサブ拠点を位置づけて機能充実を図ります。

中心拠点は、旧安中市役所周辺を位置づけ、行政サービスをはじめ、生活、文化、商業、業務などの新市全体の発展に寄与する都市機能を充実します。また、多くの市民が利用し、市街地形成の中心にもなっている鉄道駅の周辺を、中心拠点の機能を補完し、地域の中心となるサブ拠点に位置づけます。行政サービスのほか、地域の実情にあわせた機能充実を図ることにより、地域の市民生活や産業を支援します。

○新市の特徴を生かした観光・交流拠点の充実

新市が有する碓氷峠鉄道文化むら、磯部温泉をはじめ、多様な自然、歴史、文化などの資源を活用し、市民の憩いの場、そして他都市からの交流人口を吸引する観光・交流拠点として位置づけ、その連携・充実を図ります。

○新市の発展と内外の交流を支える新市の骨格軸などの形成

新市の均衡ある発展を効果的に進めるため、先に示す各拠点を有機的に結ぶ軸を位置づけ、それぞれに合った機能充実を図ります。

中心拠点のほか、ほとんどのサブ拠点を結び、地形的にも新市の市街地の中心を通る国道18号やJR信越本線を、新市の骨格となり県都前橋市や高崎市など周辺地域との交流の中心となる骨格軸に位置づけます。そして、その沿道に形成される市街地環境の維持や機能集積を図ります。

また、中心拠点を中心に南北の都市との広域的な連携を図る南北軸や、観光・交流拠点にアクセスする交流軸を位置づけることにより、骨格軸と連携して新市全域に点在する各拠点を有機的に結び、新市の均衡ある発展を図ります。

さらに、新市と他都市を広域に結ぶ北陸(長野)新幹線および上信越自動車道を高速交通軸に位置づけ、新市の発展への活用を図ります。

(2) 新市の都市構造

基本的な考え方を踏まえて、新市の都市構造は次のように設定します。

①土地利用

○都市化ゾーン

積極的に都市的土地利用を図るゾーン。

周辺の優良農地や自然環境との調和に配慮しながら、商業地域や工業地域、住宅地域、緑地などを適正に配置して、秩序ある市街地形成を促進します。

○田園ゾーン

農業的土地利用を基本とするゾーン。

優良農地の積極的保全や農業集落の生活環境整備など良好な農業環境の維持に努めます。その上で市街地周辺の農地については、状況にあわせて緑地として活用します。

○自然共生ゾーン

自然保全を基本とするゾーン。

優良な自然環境を保全するとともに、地域の状況に応じて自然資源を適正にまちづくりに活用します。

○自然保全ゾーン

積極的に自然保全を図るゾーン。

水源を守り、新市そして広域的にみても貴重な自然環境を積極的に保全します。

②拠点

○中心拠点

新市の発展を中心となって牽引する拠点。

○サブ拠点

中心拠点を補完しながら、主に地域の発展を牽引する拠点。

○観光・交流拠点

地域の資源を生かして、新市の観光や交流の中心となる拠点。

③軸

○骨格軸

新市全域の発展のため、拠点間および新市と周辺都市を結ぶことにより新市の発展を牽引する東西の軸。

○南北軸

拠点間および新市と周辺都市とを南北に結び、骨格軸を補完しながら新市の発展を担う軸。

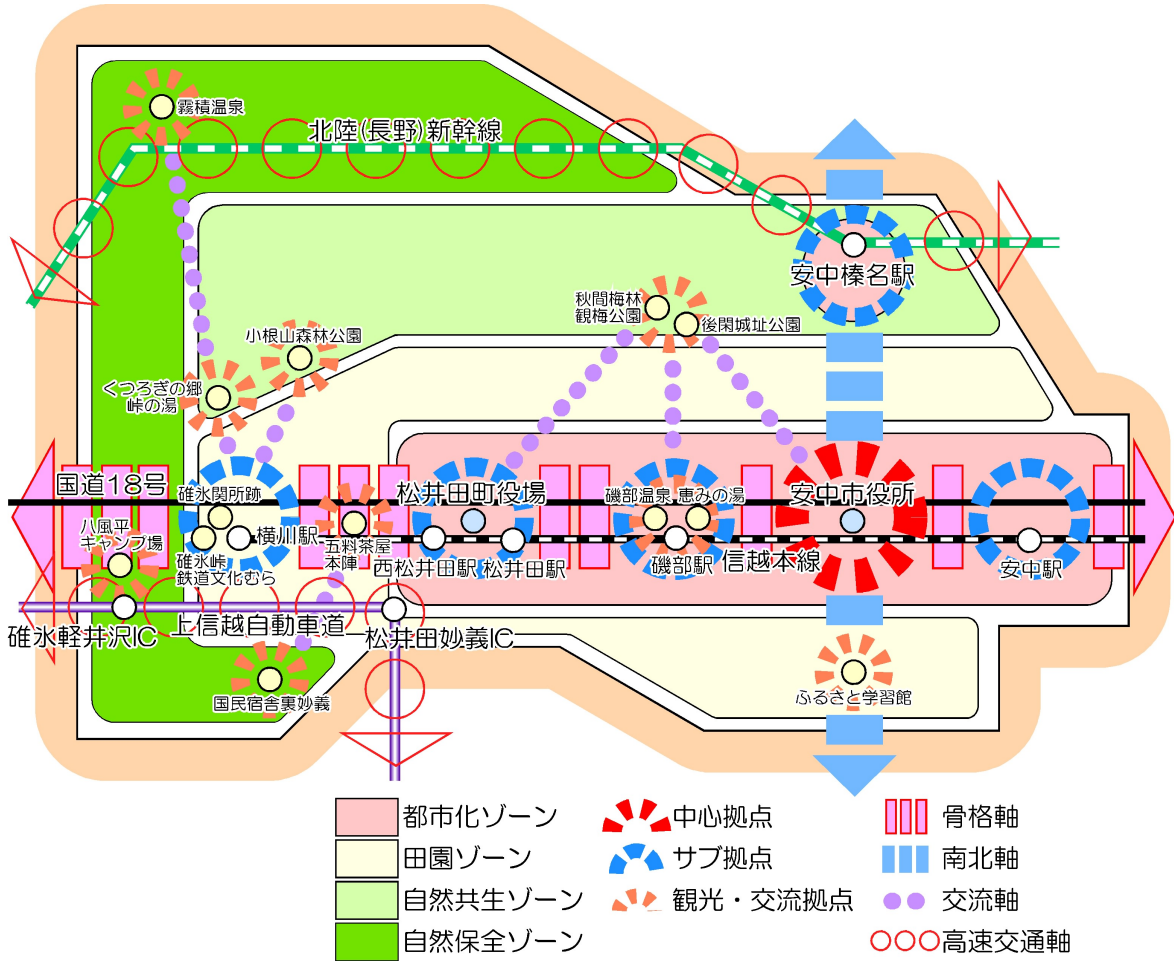
○交流軸

新市内に点在する観光・交流拠点を有機的に結び広く人々の交流を促進する軸。

○高速交通軸

他都市との広域的な連携により新市の更なる発展に寄与する軸。

都市構造図

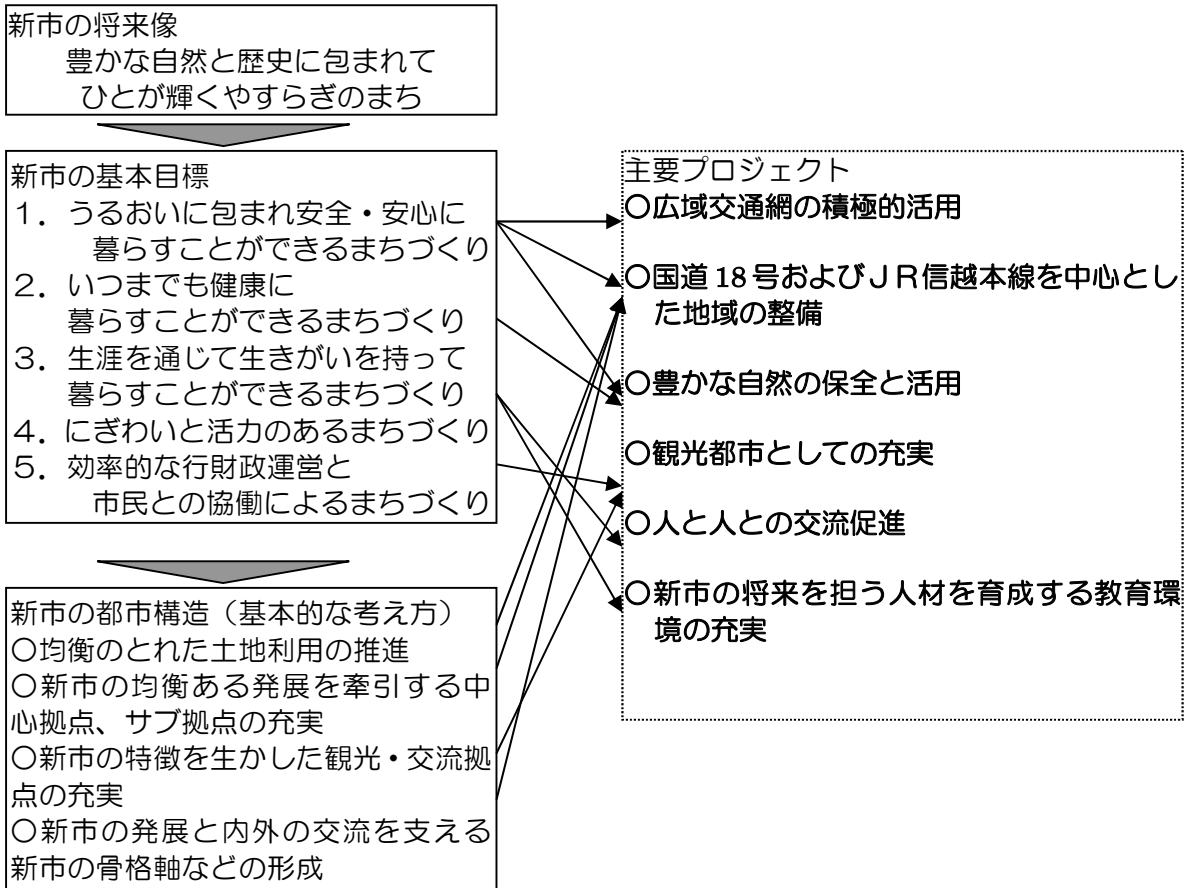


V. 新市の主要事業

1. 主要プロジェクト

(1) 基本的な考え方

新市建設計画の計画期間において、新市まちづくりの理念の実現と、合併の趣旨である一体性の確立や市民の福祉の向上、均衡ある発展に向けて取り組むべき、新市建設にあたっての根幹となる施策や事業（プロジェクト）を、両市町の施策の継続性や熟度の高い（概ね5年以内）ものから整理します。



(2) 主要プロジェクト

○広域交通網の積極的活用

JR安中榛名駅と2つのICを有する新市は、JR北陸(長野)新幹線と上信越自動車道という広域交通網を直接利用することが可能であり、将来の発展にもつながる大きなメリットです。

したがって、新市においては、JR安中榛名駅、2つのICおよび市街地を道路や公共交通で結び、広域交通網と直結するメリットをより効果的に新市の発展に生かしていきます。

【施策例】

- ・ J R 安中榛名駅や上信越自動車道 I C と新市の主な市街地を結ぶ幹線道路の整備
- ・ 市民の日常の移動手段になると共に、 J R 安中榛名駅や上信越自動車道 I C へのアクセスも確保する新市内運行コミュニティバスの検討

○国道 18 号および J R 信越本線を中心とした地域の整備

国道 18 号や J R 信越本線に沿うように東西に長く形成されている市街地には、多くの市民が居住し、多様な都市機能も集積しており、これまでの両市町の発展の中心を担ってきたといえます。国道 18 号および J R 信越本線の沿線には磯部温泉や碓氷峠鉄道文化むらなどの観光資源も存在しています。

新市において、国道 18 号および J R 信越本線の沿線の地域は骨格となるためその充実を目指し、基盤整備や都市機能の充実などを図ります。

【施策例】

- ・ 利用しやすい駅及びその周辺整備、関係機関への増発の要請などによる J R 信越本線の利用促進
- ・ 中心市街地の活性化
- ・ 中心拠点、サブ拠点の整備

○豊かな自然の保全と活用

北部や西部などに広がる豊かな自然は、さまざまな機能を有しています。市民の生活にうおいを与え、歴史にも深くかかわっています。豊かな山林が有する保水機能は、農業や防災にも大いに役立っています。また、広い地域を対象とした水源の一部にもなっているため、新市の自然は新市のみならず広域的にみても貴重な資源となっています。

この優良な自然を次世代に受け継いでいくため積極的に保全していくとともに、新市のまちづくりに適正に活用していきます。

【施策例】

- ・ 新市の貴重な資源である優良な自然環境の保全
- ・ 自然公園等、まちづくりにおける自然資源の適正な活用

○観光都市としての充実

新市は、市街地には磯部温泉や碓氷峠鉄道文化むらなどがありますが、郊外部や山間部にも秋間梅林やめがね橋などがあり、現在でも多くの人々が訪れています。

新市においては、これらの豊富な資源と広域交通網が整備された、恵まれた立地条件を最大限に生かしながら、他都市からも多くの人が集まる観光都市としての充実を図ります。

【施策例】

- ・情報や道路などで観光資源を結ぶネットワークの形成
- ・インターネット等を活用した情報発信
- ・誰でも安全・安心して楽しむことができる観光・交流拠点の環境整備

○人と人との交流促進

これまで別々のまちで暮らしてきた人々が、新市においては同じ市民となります。合併後には速やかな一体性の確立が不可欠ですが、そのためにはまちの活力を支える市民がひとつになることが重要です。また、人口減少が懸念されているなかにあって、新市の発展には交流人口の増加も大きなポイントとなります。

したがって、新市の速やかな一体性の確保や更なる発展を目指し、さまざまな場を提供することによって新市民同士および他都市住民との交流を促進します。

【施策例】

- ・新市の市民としての意識を醸成し、他都市からも多くの人が集まるイベントの開催
- ・新市民間の交流を生む多様な生涯学習の場の提供

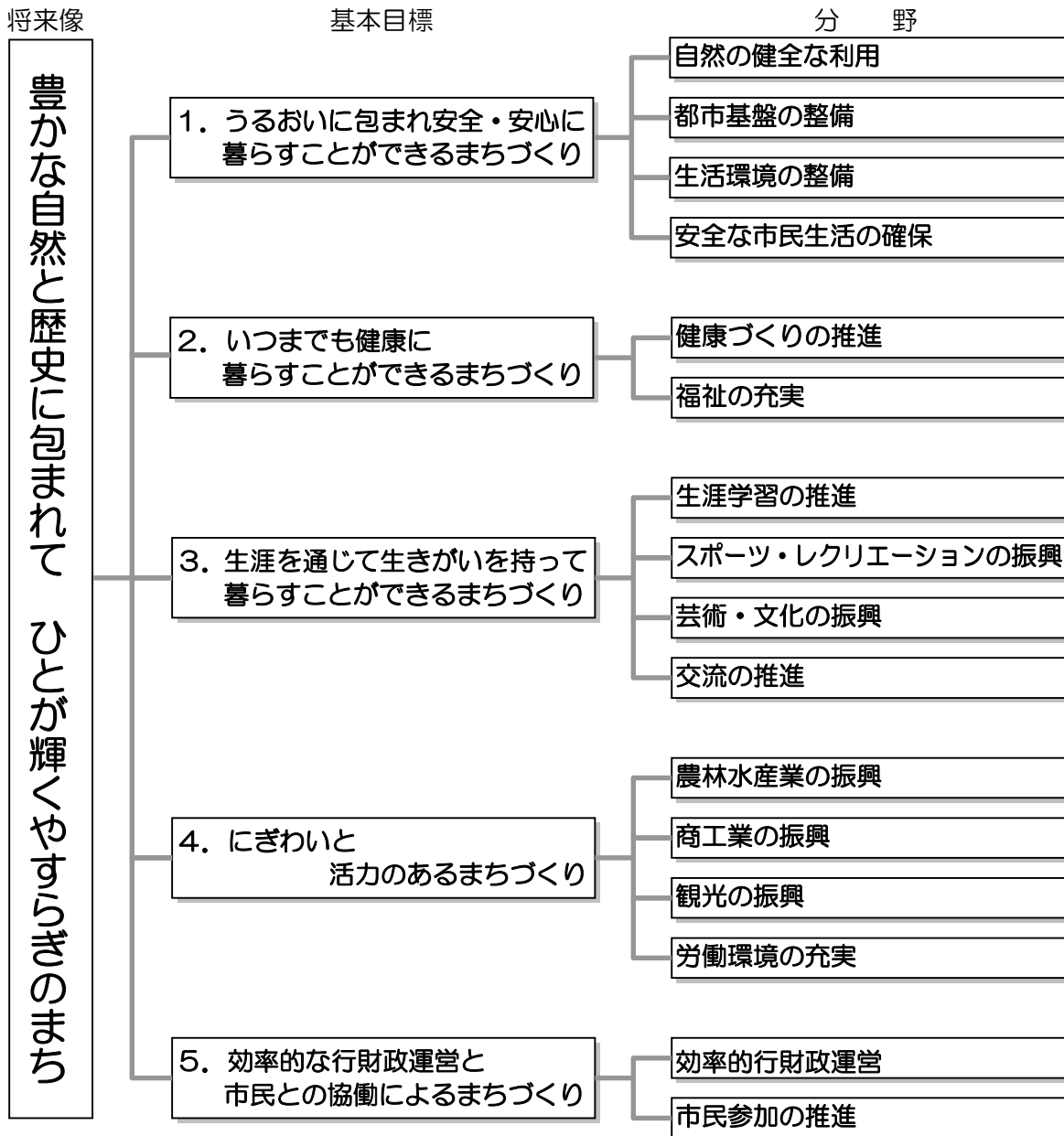
○新市の将来を担う人材を育成する教育環境の充実

将来の新市を支えるのは子どもたちです。少子化が進行している中、子どもたちの健全な育成を目指し、将来の新市を支える人材として育成する教育環境を充実していきます。

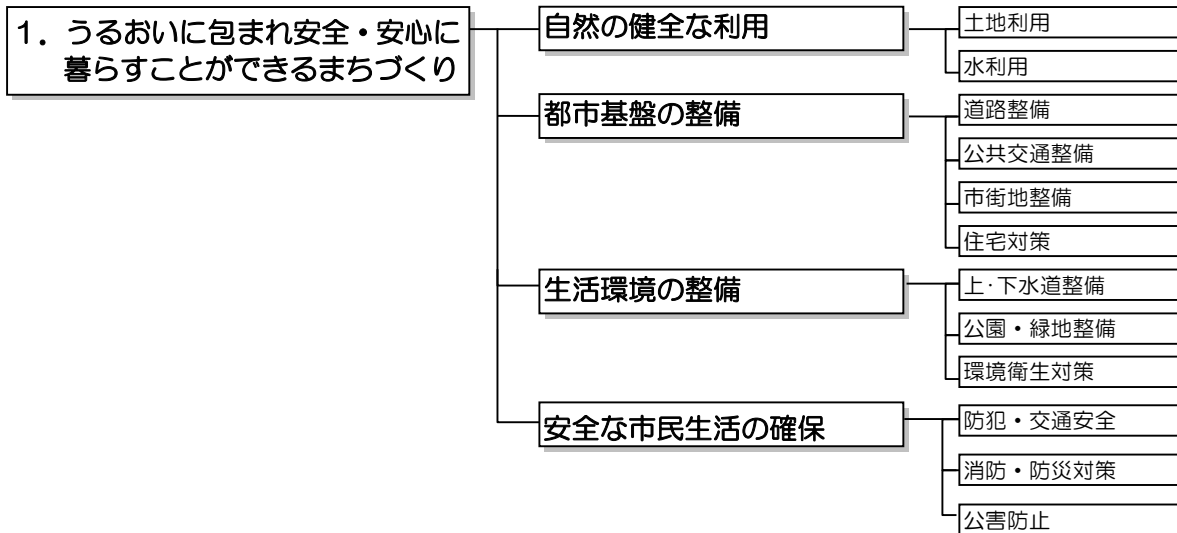
【施策例】

- ・地域の伝統や文化を受け継ぎ、人間性豊かな人材を育てる高度かつ多様な教育プログラムやシステムの構築
- ・教育施設の整備と通学区域の弾力的運用

2. 主要事業



(1) うるおいに包まれ安全・安心に暮らすことができるまちづくり



■ 自然の健全な利用

新市の自然保全と都市的利用の均衡がとれた土地利用を推進します。また、水源の保全と水の安定供給のための有効利用を図ります。

① 土地利用

森林や優良農地の適正な保全・活用、および市街地における土地利用のきめ細かな実態の把握のもと、都市計画法などに基づく誘導規制の適切な運用により周辺の自然環境との調和に配慮しながら住宅地や商業地、工業地などを適正に配置します。

② 水利用

生活用水と産業用水との調整を図るとともに、ダムなどの充実による水量の確保や利用の高度化などに努めます。水利用の適正化を図るため節水意識の啓発に努めます。

■ 都市基盤の整備

新市の一体性の確保や均衡ある発展、そして市民生活の利便性向上などのため、適正配置に基づく幹線道路や生活道路の整備、バスや鉄道といった公共交通の充実、地域の状況に合わせた市街地整備を進め、良好な居住環境の整備を促進します。

① 道路整備

新市の道路ネットワークの骨格となる道路を計画的に配置し、国道や県道などの幹線道路整備を関係機関と連携しながら促進します。

また、市民の安全性や利便性などに配慮した生活道路や、産業活動に必要な道路の計画的な整備を図ります。

② 公共交通整備

J R信越本線の利用促進、活性化を図ります。また、安中榛名駅の利用を促進します。バスは、関係機関との連携のもと、路線見直しなどの利便性向上を図ります。

③市街地整備

新市の均衡ある発展を目指し、新たな市街地の形成、駅周辺などにおける都市機能の充実や、豊かな自然と調和する景観に配慮した既存市街地の質的向上などを計画的に行います。

④住宅対策

公営住宅を適正に整備するとともに、民間事業者や関係機関との連携により良質な住宅や宅地の供給、持家取得支援などを図ります。

■生活環境の整備

上水道の安定的な供給の維持とともに、計画的な生活排水処理施設の整備を進めます。公園などの整備や良好なみどりの保全による、うるおいある生活空間の形成を図ります。ごみの発生抑制と減量化を進めるとともに、資源リサイクルの一層の推進に努めます。

①上・下水道整備

上水道・簡易水道については、拡張整備や既存施設などの改修整備などを進めます。汚水処理に対しては、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などを計画的に整備し、適切に維持・運営していくことにより対応します。

②公園・緑地整備

公園・緑地などを計画的に整備するとともに、良好な緑を保全しながら、市民が自然にふれあう場として活用していきます。

また、市民の緑に対する意識啓発を図り、暮らしのなかの緑化を推進します。

③環境衛生対策

市民の環境に対する意識の向上を図り、大気汚染、水質汚濁を防止し環境の美化・保全に努めます。

資源の再利用、ごみの減量化に取り組み、その上で、ごみやし尿は適正に処理します。

■安全な市民生活の確保

交通安全対策の充実、災害や犯罪の防止とともに、地震・火災などの災害に的確に対応できるよう、新市の一体的な消防・防災機能の強化を図ります。

良好な環境を次世代にも受け継いでいくため、豊かな自然環境の保全に努めます。

①防犯・交通安全

積極的な防犯活動とともに市民の防犯意識の高揚を図り、防犯体制を強化するなどして犯罪の未然防止を推進します。交通安全に対しても、交通環境を整備するとともに市民の交通

安全意識を啓発することにより推進します。

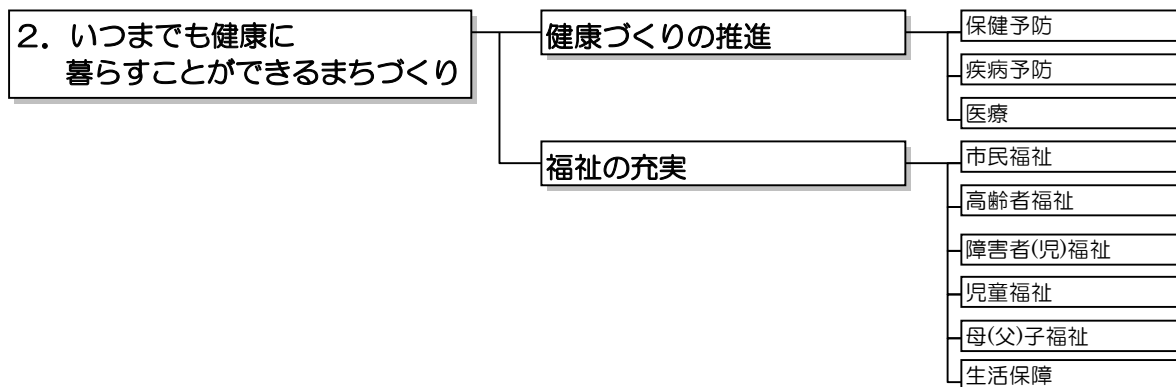
②消防・防災対策

消防については、施設・設備の整備を進めるとともに消防団の充実などにより迅速・的確に対応できる消防体制の確立を図ります。防災に対しては、防災無線による早期情報提供、自主防災組織の育成、関連施設や設備の整備などによる防災体制の充実・強化とともに、災害危険箇所などの調査と災害発生防止対策、災害時を想定した備蓄などを進めます。

③公害防止

発生原因調査などを進めるとともに、関係機関や各種団体などと連携し、公害の予防および防止対策を推進します。農用地の公害汚染地域およびその周辺については、汚染土壌の除去などに努めます。

(2) いつまでも健康に暮らすことができるまちづくり



■健康づくりの推進

すべての人が健康で自立して生活できる環境を確保するため、健康づくりへの支援や相談・指導体制の充実とともに、多様な医療ニーズにも対応した体制などの整備に努めます。

①保健予防

関係機関との連携により健康づくり運動を推進するための体制を強化します。そして、健康に対する市民の意識啓発と同時に、栄養・運動の指導や、講演会を開催するなどして総合的に健康づくりを推進します。

②疾病予防

保健・医療・福祉などの関係分野との連携により、妊産婦・乳幼児から高齢者に至るまでのそれぞれにあわせた健診、相談、指導などを実施し、発病予防や早期発見・早期治療、病気の再発防止などまでを包括した疾病予防対策を総合的に展開します。

③医療(国民健康保険)

高度化、多様化する市民の医療ニーズに対応できる質の高い施設の確保や医療体制の確立に努めます。また、医療費削減と適正な財源の確保などにより、国民健康保健事業を推進します。

■福祉の充実

高齢者や障害者のための福祉サービスの充実や介護保険制度の適正な運用を図ります。

安心して子育てができるよう、保育サービスの充実を図るとともに、子どもがいきいきとすごせる環境づくりを進めます。

国民健康保険などの社会保障制度の健全で円滑な運営に努めます。

①市民福祉(地域福祉)

学校教育や社会教育などを通じて、市民一人ひとりの福祉に関する認識を深めます。また、福祉へのとりくみ計画を策定するとともに、ボランティア、民生・児童委員などの活動支援、連携強化などに取り組みながら、市民と行政による地域福祉活動の充実、促進を図ります。

②高齢者福祉(介護保険)

要介護者および家族などの介護負担の軽減にも配慮して、介護保険事業のほか、在宅福祉サービスの充実と施設福祉対策の推進を図ります。また、高齢者の生きがい対策や介護予防対策を推進します。

③障害者(児)福祉

障害者(児)の自立と社会参加を促進するため、関連施策や公共施設のバリアフリー化などの関連施設整備を充実します。また、相談・援助体制などを充実するとともに、在宅援護対策を推進します。

④児童福祉(少子化対策)

児童厚生施設(児童館等)の拡充や各種相談、援助、指導などにより児童の健全育成を推進します。また、少子化対策として、多様な保育ニーズへの対応や女性の就業環境整備など親の就労と育児の両立を支援するほか、健全な遊び場の確保、経済的支援などを図ります。

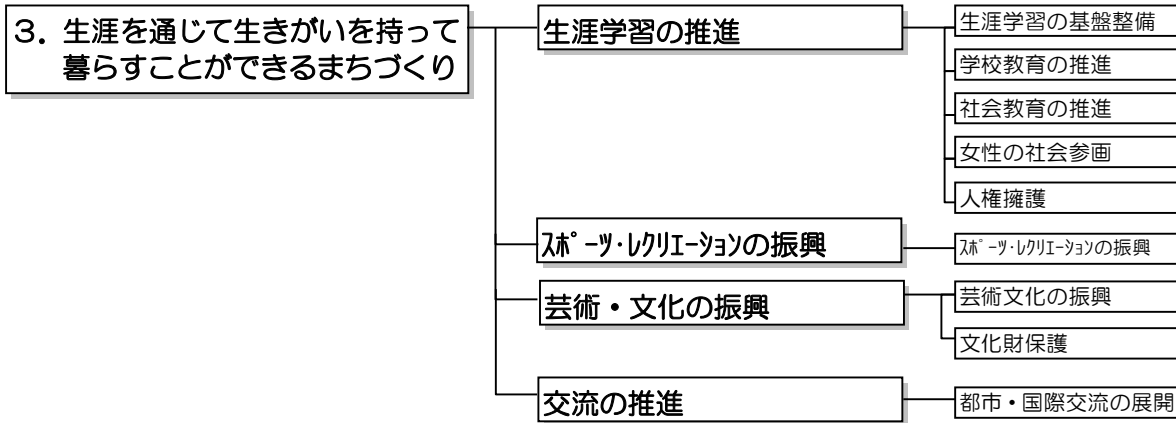
⑤母(父)子福祉

雇用促進や母子福祉資金の利用などによる経済的自立支援とともに、意識の高揚、母子家庭相互や親子のつながりを深めることなどに努め家庭の基盤づくりを支援します。また、各種相談体制の充実を図ります。

⑥生活保障(低所得者福祉、国民年金)

市民が健康で安心して生活できるよう、低所得者世帯に対しては各種貸付事業を充実しながら、個々の実態に応じた支援、相談と適切な助言・指導により自立を助長します。また、国民年金制度が円滑に運用されるよう、制度に対する理解を深めながら、未加入者・未納者の減少に努めます。

(3) 生涯を通じて生きがいを持って暮らすことができるまちづくり



■生涯学習の推進

市民の主体的な学習への参加機会の提供を図ります。

子ども達が豊かな自然のなかでいきいきと学び育つよう、義務教育施設、教育内容の充実や青少年の健全育成を図ります。

誰もが平等でいきいきと暮らせる社会環境の形成に努めます。

①生涯学習の基盤整備

生涯学習に対しては、推進体制を整備し、学習機会の充実、各種情報の提供、相談体制整備、学習グループの育成などを図ります。また、関連施設の整備・充実を図るとともに、ネットワーク化を推進します。

②学校教育の推進

幼児教育、義務教育、高等教育が連携を図りながら、教育内容などそれぞれの充実に努めます。また、学校施設など関連施設を整備・充実するとともに、地域に開かれた学校づくりを進め、家庭や地域社会との連携を図ります。

③社会教育の推進

公民館など社会教育施設の充実とネットワーク化、指導体制の強化などにより、青少年教育、成人教育、人権教育などを充実します。

④女性の社会参画

情報提供による市民の意識の啓発や関連機関との連携などにより、男女平等社会の形成を図り、女性の社会参画促進や、企業と連携した女性の就業環境整備などに努めます。

⑤人権擁護

男女共同参画社会の形成や同和対策などすべての人の人権が尊重された差別と偏見のない地域社会を実現していくため、市民の人権に対する理解と認識を深め、また、個々の実情に

あわせた支援などを図ります。

■スポーツ・レクリエーションの振興

市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、健康・体力の維持・増進を図れる環境づくりを進めます。

①スポーツ・レクリエーションの振興

体育行政、指導体制の充実・強化やスポーツ団体・クラブ育成の推進、情報提供などを通じて、市民の生涯スポーツを推進します。

スポーツ・レクリエーション施設の整備を充実し、また有効利用を促進します。

■芸術・文化の振興

先人達が培ってきた貴重な文化や資産などの適切な保護や、市民の自主的な保存・継承活動を促進します。

①芸術文化の振興

優れた芸術文化を保存するとともに、多くの市民がふれることができる場の整備、機会の提供に努めます。

市民参加による芸術文化の継承や創造を支援します。

②文化財保護

代表的歴史遺産や史跡の保存・整備をはじめとした文化財の調査・研究活動に努めます。

市民の文化財に対する理解を深め、まちづくりや地域づくりに適正に活用します。

■交流の推進

歴史資源や既存ネットワークなどを活用して、歴史・文化的なつながりがある都市などとの市民交流を推進します。

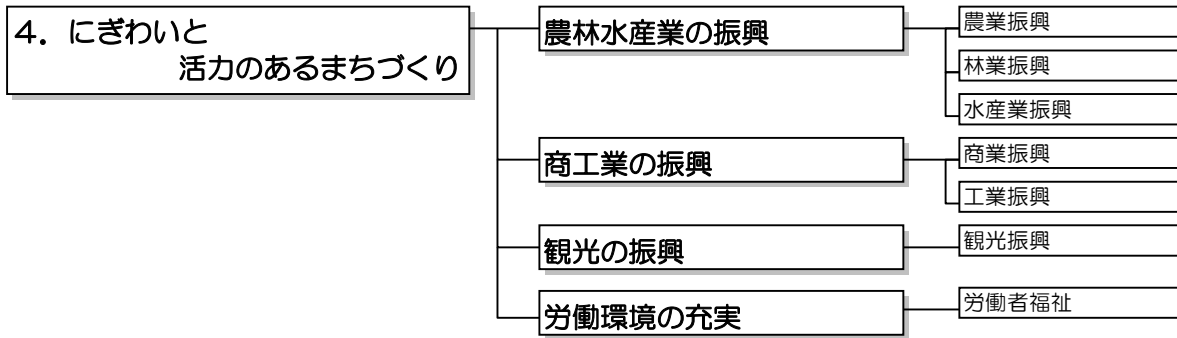
人づくり、まちづくりなどの支援を通じて国際交流を推進します。

①都市・国際交流の展開

歴史資源や既存ネットワークなどを活用して、歴史・文化的なつながりがある都市などとの市民交流を推進します。

人づくり、まちづくりなどの支援を通じて国際交流を推進します。

(4) にぎわいと活力のあるまちづくり



■ 農林水産業の振興

自然の恵み豊かな地域特性を生かし、産業基盤整備を進め、新市における農林水産業の振興を図ります。

① 農業振興

農業については、生産性の向上と安定・効率的な農業経営を実現するため各種支援を行います。農村地域においては、農業生産基盤と生活環境基盤の整備を推進します。

② 林業振興

森林の保護・育成に努めながら、林道などの林業基盤を適正に整備します。また、経営の合理化や流通システムの適正化などを進めることにより地域林業の振興を図ります。

③ 水産業振興

特色のある流水飼育による養殖漁業の振興を図ります。

■ 商工業の振興

情報提供や融資などのソフトおよび施設や設備のハード両面からの支援のほか、新規企業の誘致などにより、商工業の振興を図ります。

① 商業振興

商店主や商工会との連携のもと、融資制度などの情報提供やソフト事業支援、関連施設整備など商店街の活性化を支援します。また、商店経営の近代化・合理化、多様なサービス業の育成などにより、商業の振興を図ります。

② 工業振興

中小企業の設備の近代化、経営の安定化などに対する支援を行います。また、周辺環境との調和などに配慮しながら、先端技術産業や研究開発型企业など優良企業の誘致を図ります。

■ 観光の振興

温泉、河川、山々の自然、歴史・文化資源の活用など、既存観光・レクリエーション施設の特徴に応じて機能連携や相互利用を促進します。

①観光振興

温泉街、碓氷峠の森公園などは、アクセスの確保も含め個性と魅力のある観光地として更なる充実を図ります。

新市の各観光資源を繋ぐルートの設定やその整備を推進します。また、市内特産品の販売や紹介、観光情報等の発信、防災等の多様な機能をもった拠点（道の駅等）の整備を推進します。

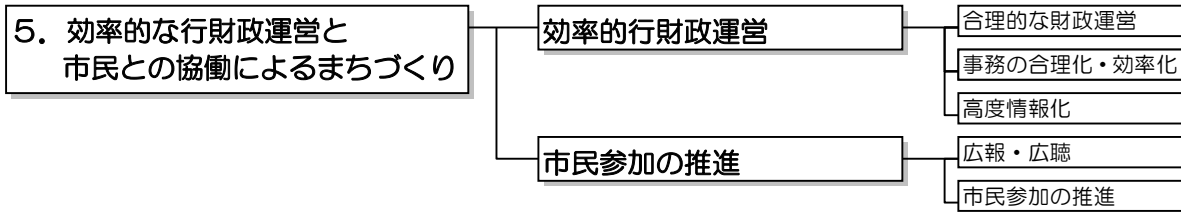
■労働環境の充実

関係機関との連携強化による就業環境などの改善・向上を目指します。

①労働者福祉(雇用の安定)

企業誘致や地元企業の育成のなかで、就業機会の確保と雇用の安定を図ります。労働者に対しては、生活の安定や福祉の向上などを図るとともに、技術習得や余暇時間の充実のための環境整備などに努めます。

(5) 効率的な行財政運営と市民との協働によるまちづくり



■ 効率的な行財政運営

市民のニーズに的確に対応できる行政組織の確立や情報機器の有効活用などによる事務の合理化・効率化と合理的な財政運営を進め、健全な行財政基盤の確立に努めます。

① 合理的な財政運営

自主財源の確保と収納率の向上のほか、事務事業の経済性・効率性、市有財産の効率的な活用、財政健全化を推進し、合理的な財政運営を図ります。

② 事務の合理化・効率化

OA化の一層の推進などにより事務処理能力の向上を図るとともに、職員一人ひとりの意識改革および個々の資質向上とその最大限の活用などにより、総合的に事務の合理化・効率化を図ります。また、老朽化の進む庁舎については、防災拠点や避難場所としての役割を果たし、市民が安心して利用できるよう、大規模な改修や建て替えを行うとともに、散在している市有施設を集約し、住民サービスの向上に努めます。

③ 高度情報化

事務処理の迅速・適正化のほか、質の高い行政サービスの提供や行政情報の迅速かつ効果的な提供を行うため、行政および地域の情報化を推進します。

■ 市民参加の推進

共通認識を持った市民と行政の協働体制を確立していくため、情報提供の充実とともに市民ニーズの的確な把握に努め、新市のまちづくりや行政運営においても市民の参画機会を拡充していきます。

① 広報・広聴

広報誌やインターネットなどを活用し、幅広い広報・広聴活動を推進します。

② 市民参加の推進

まちづくりなどに対する情報提供や参加機会の充実などを図り、まちづくりへの市民参加を推進します。

Ⅵ. 新市における群馬県事業の推進

新市は、国や群馬県との連携により、各種施策を積極的に展開し、速やかな一体性の確保と将来像の実現を目指します。

そのなかで、新市において群馬県が主体的に関わる次の事業の早期推進を要望します。

施策	主要事業	事業概要
一体性を強化する道路網の整備	都市間・地域間道路整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 群馬県西毛広域幹線道路（南北中央幹線）整備 県道宇田・磯部停車場線改良 県道渋川松井田線道路改良
農業基盤整備	農業振興対策事業	<ul style="list-style-type: none"> 県営農村振興総合整備（小日向） 県営畑地帯総合整備（松義台地 東部） 県営畑地帯総合整備（松義台地 中部） 県営畑地帯総合整備（松義台地 西部）
林業基盤整備	林業振興対策事業	<ul style="list-style-type: none"> 林道大平・室の木線整備 林道赤坂・恩賀線開設
治山対策	治山事業	<ul style="list-style-type: none"> 治山事業
治水対策	河川整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 河床低下防止対策 増田川ダム整備

VII. 公共施設の適正配置

公共施設については、地域の実情やバランス、および財政状況などを考慮しながら、既存施設を有効に活用しながら適正に配置します。その際には、利便性の確保などとともに、行政サービスの低下を招かないなど市民生活に急激な変化を及ぼすことのないように努めます。

■現在の主な公共公益施設整備状況

施設の内容		安中市	松井田町
幼稚園(私立)	園	4	2※
保育所(公立・私立)	所	9	8
小学校(公立)	校	8	6
中学校(公立・私立)	校	3	4
公共下水普及率(人口比)	%	15.7	—
し尿衛生処理量	kl/世帯	1.53	0.70
ごみ収集処理量	t	15,802	4,945
文化施設	箇所	2 (文化センター・ふるさと学習館)	1 (文化会館)
公民館	箇所	9	3
図書館	箇所	1	1
体育館等	箇所	5	1 (勤労者体育センター)
陸上競技場等	箇所	1	1 (運動広場)
プール	箇所	1 (屋外)	—
一般病院	箇所	5	1
一般診療所(有床)	箇所	25	7

(高崎市等広域市町村圏計画)

※現在休園中

VIII. 財政計画

1. 前提条件

財政計画は、新市における財政状況を推計したものであり、まちづくりを計画的に進めていくための指針となるもので、普通会計で表しています。

計画期間を令和7年度まで延長したことにより、平成30年度までは決算額の実績を、令和元年度は計画策定時点での決算見込額を、令和2年度以降は決算額の推計を記載した計画となっています。

推計にあたっては、合併後の実績を踏まえ、基本的に今後も同様の傾向が続くことを前提にしています。その上で、可能な限り将来の社会経済情勢や自治体にかかわる諸制度の変化による影響を加味しています。

(1) 歳入

○地方税

合併後の実績を踏まえ、人口減少に伴う納税義務者数の減少や制度改正の影響等を加味し、減少傾向の推計としています。

○地方譲与税

合併後の実績の推移に、森林環境譲与税の見込みを加えて推計しています。

○各種交付金

合併後の実績を基本として、地方消費税交付金や環境性能割交付金、法人事業税交付金等制度改正の影響を加味して推計しています。

○地方交付税

普通交付税については、令和2年度で合併特例措置が終了し、令和3年度から一本算定となるため、令和3年度以降は同額推移の推計としました。

特別交付税については、令和元年度決算見込額を基準に、同額推移として推計しています。

○分担金・負担金

幼児教育無償化に伴い民間保育所保育料負担金がなくなるため大幅減とし、令和2年度以降は同額推移の推計としました。

○使用料・手数料

健康増進施設恵みの湯における利用料については、令和2年度からの指定管理者制度導入を見込み皆減とし、それ以外は合併後の実績の平均による同額推移で推計しています。

○国庫支出金・県支出金

投資的経費に係る国庫支出金・県支出金については、総合計画実施計画等を考慮し推計しています。

投資的経費以外に係る国庫支出金・県支出金については、合併後の実績を基本として、扶助費に連動した増加分を見込んで推計しています。

○財産収入

令和元年度の見込みと同額推移として推計しています。

○諸収入

令和元年度の見込みと同額推移として推計しています。

○繰入金

収支額が一定範囲の額に収まるよう財政調整基金等からの繰入を見込んでいます。

○地方債

投資的経費に係る地方債発行額及び臨時財政対策債を見込んで推計しています。

(2) 歳出

○人件費

定員適正化計画や会計年度任用職員制度による影響を見込んで推計しています。
退職手当については各年度の定年退職者の見込数により推計しています。

○扶助費

合併後の実績を踏まえ、人口の高齢化等により増加傾向が続くものとして推計しています。

○公債費

平成 30 年度までの地方債に係る償還予定額に加え、令和元年度以降の地方債の推計に連動した償還予定額を見込んで推計しています。

○物件費

合併後の実績を踏まえ、会計年度任用職員制度及び指定管理者制度などの影響を考慮して推計しています。

○維持補修費

施設の老朽化に伴い、増加傾向の推計としています。

○補助費等

平成 27 年度から病院事業会計への負担金が増加し、令和 2 年度からは下水道事業が企業会計へ移行することからさらに増加する見込みですが、他の補助費等が減少傾向にあるため、全体的に減少傾向が続くものとして推計しています。

○繰出金

令和 2 年度から下水道事業特別会計の廃止が予定されているため、それ以外の特別会計への繰出金について、同額推移として推計しています。

なお、健康増進施設恵みの湯事業特別会計についても、指定管理者制度導入に伴い廃止の予定ですが、普通会計に属する会計のため財政計画には影響はありません。

○積立金

庁舎建設基金への積立及び職員退職手当基金への積立を退職手当の一定割合で見込んで推計しています。

○投資・出資・貸付金

合併後の実績の推移から同額推移として推計しています。

○投資的経費

総合計画実施計画や新市建設計画に基づく事業費を見込んでいます。

2. 新市の財政計画

(1) 歳入

単位：百万円

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地 方 税	9,461	9,928	11,940	11,456	9,488	9,590	10,008
地 方 譲 与 税	655	904	424	410	388	381	370
各 種 交 付 金	1,344	1,318	1,079	1,018	986	923	868
地 方 交 付 税	3,958	3,394	2,613	1,443	2,962	4,071	4,281
分 担 金 ・ 負 担 金	257	209	215	202	212	187	202
使 用 料 ・ 手 数 料	535	566	531	523	513	494	497
国庫支出金・県支出金	2,559	2,407	2,570	2,716	4,442	4,319	3,881
財 産 収 入	28	18	33	199	23	24	23
寄 付 金 ・ 繰 越 金	788	839	881	714	683	661	543
繰 入 金	1,299	420	250	1,752	1,453	342	285
諸 収 入	666	566	592	456	603	547	528
地 方 債	1,769	1,171	1,042	1,110	1,893	3,106	3,037
合 計	23,319	21,740	22,170	21,999	23,646	24,645	24,523

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地 方 税	10,866	9,169	10,181	10,301	9,708	10,183	10,606
地 方 譲 与 税	349	331	316	331	328	331	334
各 種 交 付 金	826	862	921	1,414	1,247	1,354	1,394
地 方 交 付 税	3,575	2,974	3,894	3,753	3,517	3,339	3,217
分 担 金 ・ 負 担 金	204	211	214	183	180	167	113
使 用 料 ・ 手 数 料	508	510	508	505	496	495	483
国庫支出金・県支出金	3,819	4,275	4,517	4,779	4,299	4,855	4,709
財 産 収 入	22	23	100	172	40	37	24
寄 付 金 ・ 繰 越 金	702	934	422	654	463	573	506
繰 入 金	300	1,633	437	1,107	1,536	839	474
諸 収 入	857	569	1,012	611	527	500	516
地 方 債	2,938	4,218	4,335	3,278	1,557	2,535	2,127
合 計	24,966	25,709	26,857	27,088	23,898	25,208	24,503

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地 方 税	10,258	9,995	9,430	9,361	9,369	9,253	9,203
地 方 譲 与 税	314	305	305	310	310	310	315
各 種 交 付 金	1,410	1,708	1,895	1,779	1,715	1,715	1,715
地 方 交 付 税	3,247	2,656	2,617	2,617	2,617	2,617	2,617
分 担 金 ・ 負 担 金	73	5	5	5	5	5	5
使 用 料 ・ 手 数 料	481	374	374	374	374	374	374
国庫支出金・県支出金	4,552	5,037	6,085	4,221	4,135	4,137	4,140
財 産 収 入	9	9	9	9	9	9	9
寄 付 金 ・ 繰 越 金	437	117	135	140	123	137	139
繰 入 金	513	1,429	1,264	1,706	1,214	1,160	714
諸 収 入	444	444	444	444	444	444	444
地 方 債	1,783	1,429	1,466	1,557	2,002	2,492	1,975
合 計	23,521	23,508	24,029	22,523	22,317	22,653	21,650

※小数点以下四捨五入としているため、合計が合わないことがあります。

(2) 歳出

単位：百万円

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人 件 費	4,844	4,750	4,360	4,396	4,079	4,175	4,108
扶 助 費	2,953	3,117	3,291	3,328	3,416	4,251	4,568
公 債 費	3,634	3,344	3,252	3,192	2,921	2,733	2,570
物 件 費	2,928	2,438	2,818	2,630	3,106	2,874	2,864
維 持 補 修 費	339	299	336	352	382	336	397
補 助 費 等	1,998	1,995	2,053	2,259	3,174	2,250	1,870
繰 出 金	2,009	1,787	2,075	2,231	2,148	2,526	2,463
積 立 金	145	281	466	261	206	188	1,032
投資・出資・貸付金	287	304	317	214	211	187	158
投資的経費	2,723	1,924	1,925	1,959	2,932	3,587	2,593
合 計	21,860	20,239	20,893	20,822	22,575	23,107	22,623

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人 件 費	3,927	3,891	3,936	3,996	3,989	3,783	3,890
扶 助 費	4,612	4,627	4,874	5,002	5,153	5,353	5,239
公 債 費	2,344	2,340	2,675	2,849	2,963	2,986	2,967
物 件 費	2,909	2,938	3,089	3,228	3,154	2,992	2,916
維 持 補 修 費	371	434	364	515	313	336	289
補 助 費 等	1,968	1,866	2,121	2,455	2,819	2,550	2,416
繰 出 金	2,558	2,775	2,709	2,868	2,632	2,791	2,826
積 立 金	830	815	580	585	284	289	281
投資・出資・貸付金	123	124	108	107	99	101	99
投資的経費	3,191	5,169	5,248	4,634	1,535	3,169	2,725
合 計	22,833	24,979	25,704	26,239	22,941	24,350	23,648

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人 件 費	3,396	3,874	3,790	3,674	3,711	3,690	3,633
扶 助 費	5,265	5,270	5,275	5,279	5,283	5,287	5,290
公 債 費	3,010	2,955	2,904	2,769	2,570	2,303	2,154
物 件 費	3,021	3,012	3,012	3,012	3,012	3,012	3,012
維 持 補 修 費	313	315	316	318	319	321	322
補 助 費 等	3,166	3,666	3,615	3,570	3,529	3,492	3,459
繰 出 金	2,327	1,784	1,784	1,784	1,784	1,784	1,784
積 立 金	285	273	273	273	273	273	273
投資・出資・貸付金	83	84	84	84	84	84	84
投資的経費	2,499	2,079	2,765	1,586	1,552	2,207	1,447
合 計	23,365	23,312	23,818	22,349	22,117	22,453	21,458

※小数点以下四捨五入としているため、合計が合わないことがあります。